

令和5年度

京都らしい地域農業の 確立を目指して!!

～京都府の水田農業の現状～ 1～2

I 京都府農業再生協議会の取組

- 京都府水田農業振興基本方針..... 3～9
- 令和5年度 京都府水田農業推進計画..... 10～16
- 令和5年産の作付方針について 17～18
- 新規就農者等への支援..... 19
- 地域計画の策定..... 20～21
- 集落連携100ha農場づくり事業 22～24
- (参考) 令和5年度 京都府水田農業関連補助事業の紹介..... 25～27

II 国の水田農業関連施策の紹介

• 経営所得安定対策等

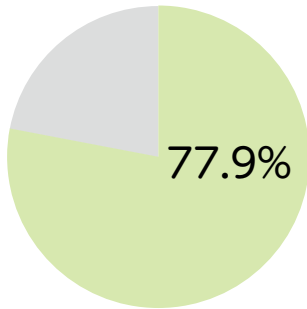
- 1 経営所得安定対策等の概要 28～29
- 2 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策） 30～32
- 3 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策） 33
- 4 認定農業者・集落営農への支援 34
- 5 水田活用の直接支払交付金 35～38
- 6 令和5年度 産地交付金（府設定分）の基本方針 39
- 7 令和5年度 産地交付金（府設定分）の概要 40
- 8 令和5年度 水田活用の直接支払交付金 組み合わせ（試算）図 41
- 9 経営所得安定対策関連交付金の交付スケジュール等 42

- 施設園芸セーフティネット構築事業..... 43
- 日本型直接支払制度..... 44
- 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業 45～46
- 農地耕作条件改善事業..... 47～48
- 農業保険 49～50
- 農地中間管理事業..... 51
- 京都府みどりの食料システム基本計画（抜粋） 52
- 〈参考〉みどりの食料システム戦略（概要） 53
- (国) 肥料価格高騰対策事業 54

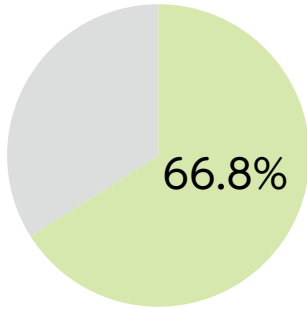
～京都府の水田農業の現状～

農地に占める水田の割合

京都府



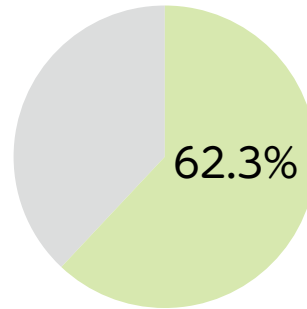
都府県平均



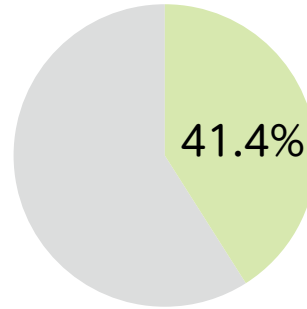
※農林業センサス及び耕地及び作付面積統計

水田面積に占める中山間地域の割合

京都府



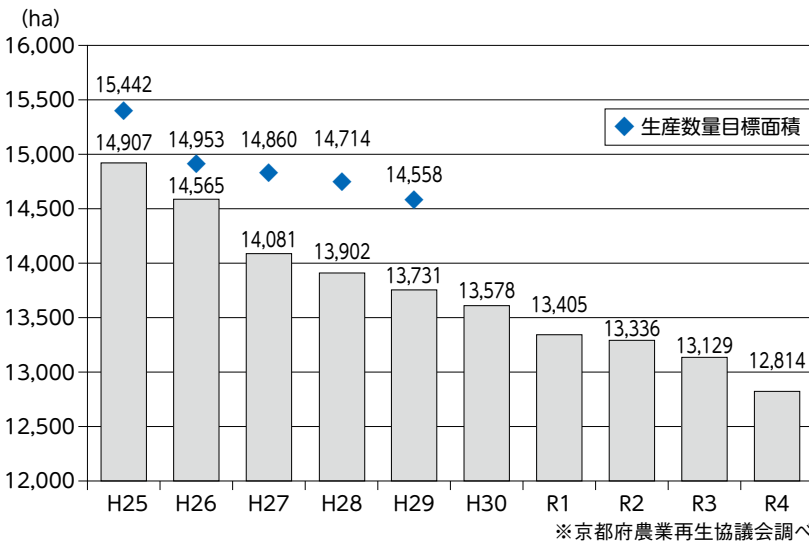
都府県平均



※中山間地は農業類型地域区分における中間農業地域と山間農業地域を合計した面積

京都府は水田率が8割で、その6割が中山間地域

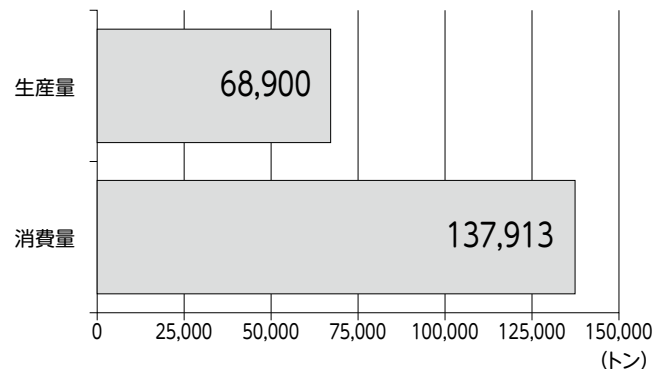
京都府の主食用米作付面積の推移



令和4年産の主食用米の作付実績は、昨年から315ha(2.4%)減少しており、加工用米や大豆等、需要のある品目への作付転換が進んでいる状況です。

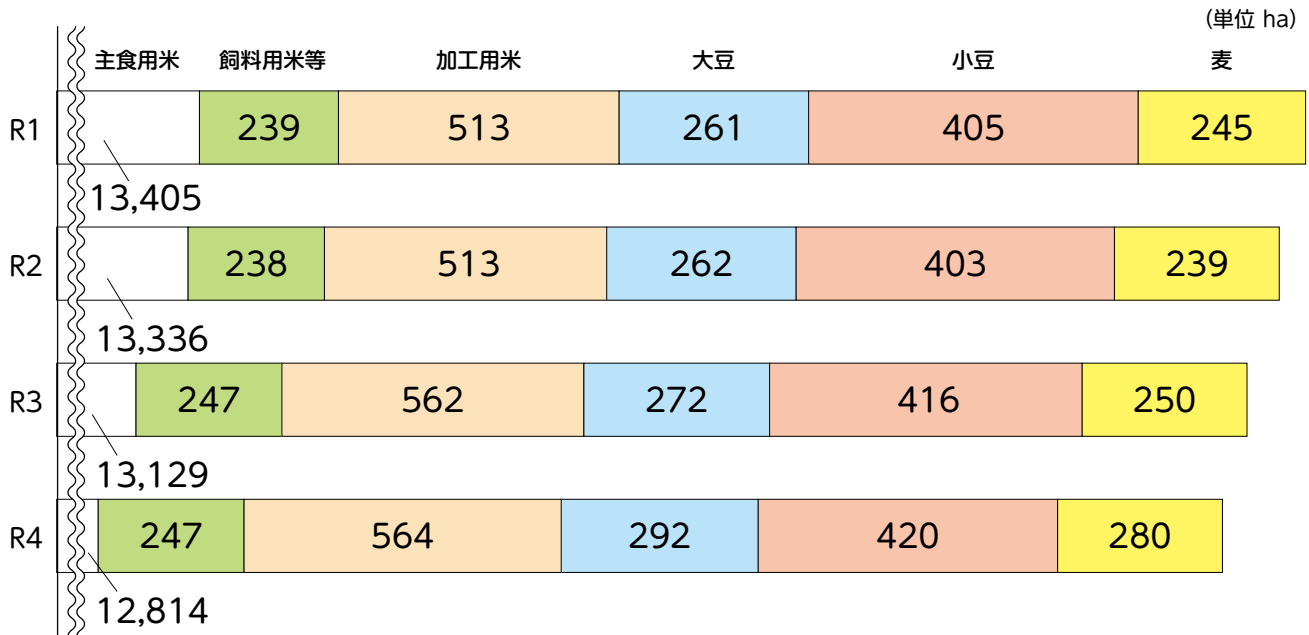
府内の米の生産量と消費量

京都府は、府内の米消費量の約半分しか生産できていない消費県です。



生産量:R4農水省統計
消費量:京都府農産課推計
(府推計人口(2,550,404人)×1人1年あたり純食料(米)(51.5kg/人・年)×105%(観光入込客+昼間人口増加分))

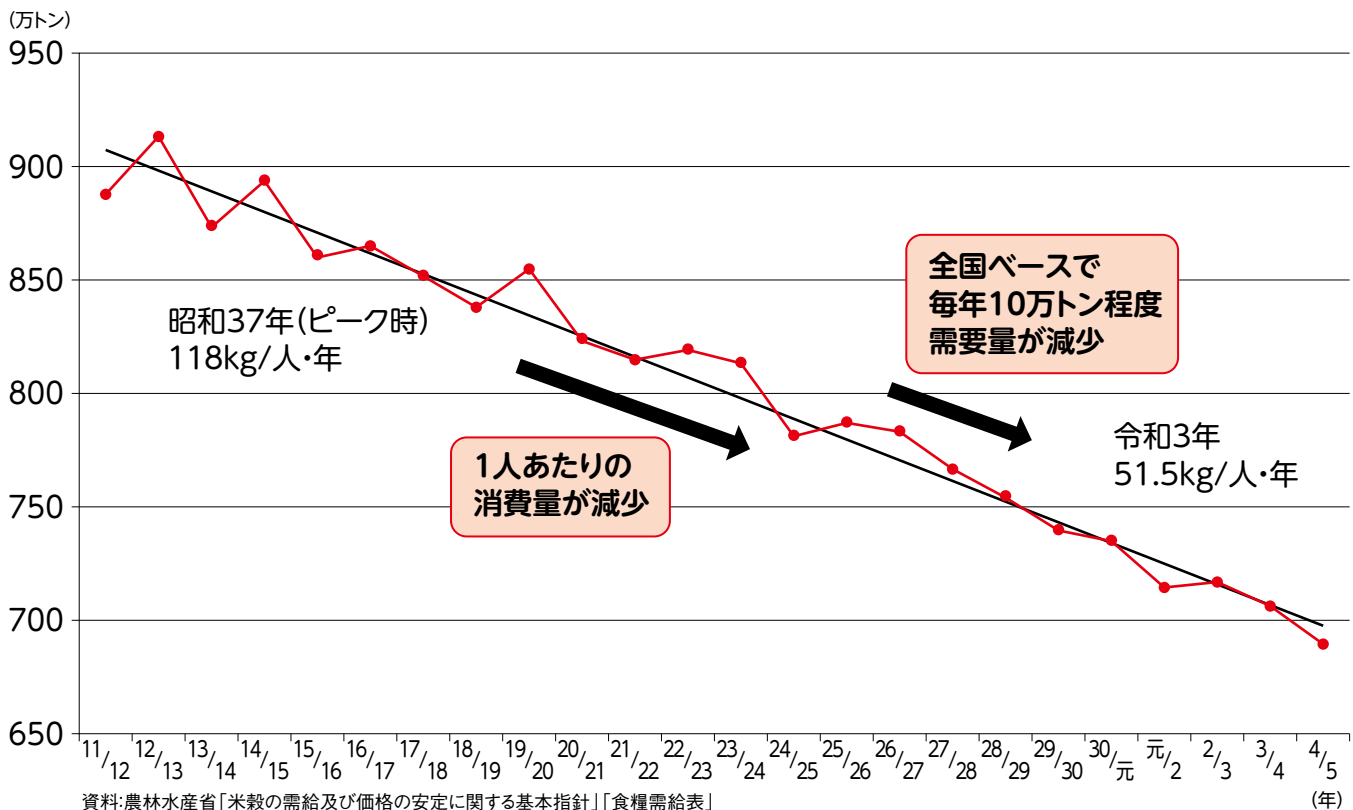
京都府の水田利用状況の推移(主な品目)



主食用米に加え、地元企業などから需要が大きい高品質の酒造原料米や黒大豆・小豆など、京都府ならではの特産品の作付が増加しています。

参考<全国の状況>

米の需要量と消費量の推移



全国的に米の需要量と消費量は年々減少しているため、消費者や実需者のニーズにもとづく需要に応じた米づくりを進めていく必要があります。

I 京都府農業再生協議会の取組

京都府水田農業振興基本方針

令和4年12月
京都府農業再生協議会

1 水田農業の現状と課題

(1) 水田農業をめぐる現状と課題

京都府は、農地に占める水田の割合が約8割と高く、水田が京都府農業の基盤となっている。また、水田面積に占める中山間地の割合は約6割で、規模拡大による省力化・低コスト化ができない地域が多い中で、付加価値を高めた農産物生産が重要になる。

全国の主食用米の需要量は、近年消費のトレンドが減少する中、コロナ禍の影響もあり一時的に減少量が増加していたが、飲食店の営業再開、入国制限の緩和等に伴い、主に中食・外食向け需要は回復傾向にある。

このような中、京都府は米の消費県であり、消費量と比べて生産量は半分以下となっている。京都府産米の需要は高いが、生産者の高齢化や担い手不足により、府内水稻作付面積は、年々少しずつ減少している。

一方で、京都府内には、地域と結び付いた食品メーカーがあり、府内産農産物を活用して特色のある食品を製造している。例えば、「京の米で京の酒を」をスローガンに、府オリジナル酒造原料米を使って酒を造っている。また、黒大豆と小豆は和菓子業界、京野菜は漬物業界等と結び付いて京都ならではの特産物が作付けされている。

このような状況のなか、京都府内の農村地域の基盤である水田農業を継続・発展させることが重要であり、地域に応じた作物の作付推進による所得確保と、生産体制の整備や農地の集積等による地域の仕組みづくりが必要である。

(2) 作目・項目別の現状と課題

ア 主食用米

- ・近年続いている消費量の減少に加え、コロナ禍の影響もあり、今後、需給の緩和が進めば、消費県である京都府への一層の販売攻勢と更なる米価の下落が懸念され、水稻経営が継続できる体制の整備と、京都府の強みを活かした生産・販売展開など京都府産米の知名度向上に向けた対策の強化が必要である。
- ・近年の気象条件の変化(高温等)により、これまでの栽培方法や品種では栽培をするのが難しくなっているため、気象や立地条件等に応じた栽培技術の励行や品種の作付を推進する必要がある。

イ 酒造好適米(祝、五百万石)

- ・米の数量目標配分が廃止され、農家にとって作付するメリット感(転作作物としての優位性(水稻機械の利用)の低下)が減少

- ・コロナ禍など情勢の変化による需要の急激な減少に対応するため、京都府産原料の日本酒の輸出を強化するなど、安定的な需要を確保する必要がある。
- ・十分な単収が確保出来ていない地域を中心に作付面積が減少しているため、単収向上に向けた技術対策の確立が必要である。

ウ 加工用米

- ・加工用米の生産拡大を図るため、産地交付金により、主食用米並の販売収入を確保している状況にあり、主食用米の需要と価格が見通せない中で、産地交付金等のメリットが付加された加工用米の生産希望が増加しているため、需要に即した生産の推進が必要である。
- ・全国的に加工用米の需要が減少する中で、京都府内においては酒造メーカー等からの要望が大きく、ニーズに応えていく必要がある。

エ WCS用稲・飼料用米

- ・為替相場やコロナによるコンテナ船不足などにより、輸入粗飼料の価格が高騰する中で、国内産の需要が高まっており、水田で生産できる良質な粗飼料として、耕種農家・畜産農家の双方にメリットがあるWCS用稲の生産・利用の拡大が必要である。
- ・飼料用米は、配合飼料価格の高止まりの中で、飼料自給率向上に向けた府内畜産農家の需要が拡大している状況である。また、水田活用の直接支払交付金を最大限得るためには、単収の確保が重要である。

オ 黒大豆・小豆

- ・排水対策や雑草対策が不十分な地域では単収が低く、また作柄の年次変動が大ききことから、栽培技術対策や諸対策を講じ需要に即した生産を推進する必要がある。
- ・黒大豆は、他品目との競合や高齢化により面積は減少傾向であるため、減少に歯止めをかける対策を講じる必要がある。
- ・小豆は、高齢化に伴い小規模生産者は減少しているが、機械化体系の導入により集団栽培の面積は増加し、作付面積は横ばいの状況にあるため、引き続き集団栽培面積の維持・継続に向けた取組が必要である。

カ 麦

- ・排水対策や肥培管理が不十分であるため単収が低く、需要を満たせていない。
- ・また、実需者が求める品質を確保するため、単収向上や品質の向上に向けた栽培技術の徹底が必要である。

キ 野菜

- ・高齢化や農業従事者の減少等により京野菜等産地の生産力が低下しており、市場や実需者からのニーズに対して生産量が不足している状況にあるため、需要に応じ得る生産体制の確立が必要である。

ク 担い手、農地集積

- ・今後も農家戸数の減少が予想されるため、担い手への農地集積・集約や、多様な担い手の確保が必要である。
- ・集落営農の組織化・法人化は一定進んだが、単一集落内における水稻を中心とした営農では、米価下落等も影響し、経営所得の確保が困難な状況となっているとともに、組織の後継者不足が課題となっていることから、経営の継続・安定に向けた取組を行う必要がある。

2 実践期間

令和4年度～6年度

3 振興の方向性

マーケットインの考え方にに基づき、実需者ニーズをふまえ、主食用米をはじめ、京都の強みを活かした需要のある作物の生産振興に取り組むことで、水田のフル活用を推進し、農業者所得の最大化を図る。

特に、主食用米については、近年の高温などの気象条件の変化に対する技術対策を強化し、オール京都でさらに「品質の高い良食味米づくり」に取り組むとともに、京都府産米のブランドイメージや知名度の向上を目指した取組を強化する。

さらに、小規模農家でも安心して米生産が継続できるよう機械の共同利用等による地域ぐるみの効率的な生産体制の強化、生産の省力・低コスト化を一層促進する。

また、酒造原料米や黒大豆・小豆等については、需要の状況を見極めながら、JA全農京都が把握した需要に基づきJAごとに目標値を割当て、掘り起こしも含めて関係機関が連携して作付推進を行うとともに、単収や品質向上に向けた取組を強化する。

更に、耕畜連携によるWCS用稲や飼料用米の生産拡大を推進するとともに、飼料用米の単収向上を図る。

京野菜については、産地の広域化、分業化による再編強化を促進するとともに、提案型の推進体制を強化し、高品質・安定生産が可能な新たな産地づくりに取り組む。

これら水田農業を効率的に行うため、地域の農業者等による話し合いをもとに、市町村が策定する「地域計画」の作成を支援するとともに、地域農業の核となる担い手や新規就農者等の支援、経営規模の拡大や効率化に必要な農地の利用集積及び農地集約や、遊休農地の発生防止対策等に取り組むことにより、地域農業の活性化を図る。

さらに、複数の集落の連携を強化し、地域ぐるみによる広域的な営農体制の構築を進めるとともに、畦畔の草刈り等農地管理の外部委託や企業連携による人材確保などを行い、持続可能な地域農業を創出する「集落連携100ha農場づくり」を推進する。

4 品目別の重点取組事項

ア 主食用米

- ・高品質でおいしい京都府産米の確立を基本に、各地域で、技術研修や食味評価会等に取り組むなど、食味や生産技術にこだわった品質の高い良食味米の生産・販売を推進するとともに、中食・外食産業向けの業務用多収米など、多様な実需者との結びつきを意識した生産・販売を推進する。
- ・高品質良食味米を対象としたコンテストの実施などを通じて、京都府産米が消費者に選ばれるためのブランドイメージや知名度の向上を目指すとともに、令和3年度から本格的に生産を始めた主食用オリジナル新品種「京式部」の生産拡大と戦略的な販売を展開する。

イ 祝・京の輝き

- ・集落営農組織や農業法人等をターゲットとした「作期分散による適期作業」の啓発や共同利用機械の導入支援等により、引き続き、生産体制の強化を図る。
- ・施肥改善実証ほの設置や互見会を実施するなど、単収、品質向上に向けた取組を強化する。
- ・特に、祝については、生産性と酒造適性が向上した新品種の導入を進めるとともに、京の輝きも含め、酒造メーカーからの要望量を確保するため、国内や輸出における新たな「京の酒」需要の掘り起こしを進める取組を強化する。

ウ WCS用稲・飼料用米

- ・耕種農家と畜産農家のマッチングを推進する。
- ・WCS用稲については、専用機械が整備された地域において重点的に生産の拡大を推進するとともに、新たに耕畜連携が整った地域には機械設備の導入を進める。
- ・飼料用米については、耕畜連携による供給体制を整備するとともに、単収向上に向けた取組を強化することにより、所得確保を図る。

エ 黒大豆

- ・FOEASの導入等による排水対策や雑草対策などの生産技術の徹底に加え、集団栽培組織をターゲットとした新たな乾燥(+脱粒)施設整備及び他生産者からの乾燥・脱粒作業の受入体制づくりを推進する。

オ 小豆

- ・FOEASの導入等による排水対策や雑草対策などの生産技術の徹底により単収・品質向上を図る。
- ・集落営農組織や農業法人をターゲットにコンバイン等の機械収穫による生産拡大を進める中で、雑穀商と連携した無選別出荷などの事前契約栽培を推進し、乾燥調製作業の省力化を図る。

カ 麦

- ・FOEASの導入等による排水対策の徹底により単収向上を図るとともに、適切な肥培管理によりタンパク質含有量の向上を図り、実需者が求める品質を確保する。
- ・水稻-麦-小豆の2年3作体系の推進により生産性の向上を図る。

キ 野菜

- ・京野菜を中心にパイプハウス等の積極的な導入に加え、農業法人等への出荷・調製作業の集約化や機械・施設の整備等を進めることにより、産地の広域化、分業化による生産体制の再編強化を促進する。
- ・関係者による提案型のチーム活動により、実需者ニーズに応じた収益性の高い新規品目を提案し、栽培技術の実証や機械・施設の導入支援を通じて、高品質・安定生産が可能な新たな産地づくりを進める。

5 担い手の確保・育成、農地対策の重点取組事項

ア 担い手の確保・育成対策

- ・地域の農業者等による話し合いをもとに、市町村が策定する「地域計画」の作成を支援するとともに、認定農業者や集落営農組織、農業法人などの地域の核となる農業経営体及び青年新規就農者に加え、定年帰農者や移住者など多様な担い手を育成する。
- ・京都農人材育成センターによる新規就農・就業の相談から体験、研修、地域定着までの一貫した支援を行うとともに、経営力強化のための研修や6次産業化、輸出促進による新たな農業ビジネスの展開など農業経営体の段階に応じた支援により、経営感覚に優れた農業経営体を育成する。
- ・「集落連携100ha農場づくり」を推進するため、府域全体の施策推進を担う本部組織と、府広域振興局単位で広域連携を進めるブロック組織からなるプロジェクトチームを設置し、複数集落での合意形成や新規作物の生産、販路拡大、土地利用広域調整、営農と農地管理の分離による効率的な農地管理手法等の取組をフォローアップし、施策全体の推進を図る。

イ 農地対策

- ・地域での話し合いをもとに、地域農業を支える担い手と農地利用を明確化した「地域計画」の策定に向けた取組を強化するとともに、共同機械の導入等の支援や農地利用の集積・集約化を促進すること等により、持続可能な地域農業の仕組みづくりを進める。
- ・農業会議の現地推進役との連携のもと、農業委員会の農地利用の最適化(担い手への農地の利用集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進)の取組をサポートする。

6 関係機関の推進体制

ア 推進体制の整備

段階	名称	構成団体
市町村段階	地域水田農業戦略会議	市町村、JA支店、振興局、普及センター、農業委員会等 (実務担当者レベルの会合を定期的で開催)
振興局段階	ブロック水田農業戦略会議	地域水田農業戦略会議、JA本店、府振興局農商工連携・推進課等 (京都乙訓は府農産課)(地域水田農業戦略会議の調整機能)
府段階	府水田農業戦略会議	JA京都中央会農業支援課、JA全農京都米穀課、府農業会議、府経営支援・担い手育成課、府農産課
	JAグループ京都	JA京都中央会、JA全農京都、各JA

イ 各段階での取組

段階	取組内容
市町村段階	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「産地経営構造改革方針」を見直し、「地域計画」に反映 ・ 需要に基づく生産に向けた農業者への情報提供、作付推進 ・ 既存の協議会等と連携しながら 地域計画の策定を支援 担い手への農地集積対策や、多様な担い手による農地利用を推進 法人化の推進等の担い手対策についても一体的に取り組む <p>※ 主な関係機関の役割分担の例</p> <p>【市町村】 地域水田農業戦略会議の開催よびかけ、地域計画の策定の推進、農業者の実態や作物作付状況の把握、生産振興策の検討、農業者への情報提供等</p> <p>【JA】 販売、流通対策の検討及び農業者への情報提供等</p> <p>【普及センター】 生産、経営技術の指導や助言、農業応援隊の活用等</p> <p>【府振興局】 府や国の施策、他地域の情報の提供等</p>
振興局段階	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村段階への情報提供、助言指導 ・ 作付誘導等の広域な調整(JA本店との調整含む)
府段階	<ul style="list-style-type: none"> ・ 京都府水田農業推進計画の策定や府域全体の調整 ・ 地域の作物作付方針や農業者の営農計画策定の参考となる各種情報を、タイムリーかつ積極的に提供(全国段階の情勢、府段階の方向性及び具体的な需要情報や生産振興策等) ・ 各地域協議会の取組状況と課題を把握し必要に応じた支援を実施 ・ 既存の府域協議会等と連携しながら、担い手対策・農地対策についても一体的に取り組む

7 単年度計画の策定と基本方針の見直し

本基本方針を基に単年度計画「京都府水田農業推進計画」を策定し、その実現を図る。

なお、本基本方針については、定期的に各取組の推進状況を確認するとともに、外部環境の変化もふまえて、随時、本基本方針の内容を見直す。

(1)年間を通じて

府水田農業戦略会議を定期的で開催し、基本方針の推進状況を確認し、地域協議会等への指導や情報提供を行う。

(2)毎年12月頃

府農業再生協議会を開催し、当年度の取組状況や外部環境の変化をふまえ、必要に応じて本基本方針の見直しを行うとともに、単年度推進計画を策定する。

令和5年度 京都府水田農業推進計画

令和4年12月
京都府農業再生協議会

1 現状と課題

全国の令和4年産主食用米作付面積は、125.1万ha(前年比4.0%減)で、消費量の減少や新型コロナウイルス感染症の影響による需要量の減少に伴う在庫量の増加と米価下落を避けるため、全国で主食用米からの作付転換に取り組んだ結果、5.2万haの減産となり、京都府内においても、飼料用米等の戦略作物への作付転換が進んだことにより、作付面積は昨年から315ha(2.4%)減少した12,814haとなった。

また、作柄は平年並みであったため、全国的に需給は改善する見通しであり、令和5年産米においても、4年度と同程度の作付転換が行われれば、需給は保たれるとされているが、全国的には米の生産量が消費量を上回る県が多く、消費県である京都府への販売攻勢が懸念される。

京都府は中山間地域が多く、小規模でコスト面が不利であることから、産地間競争に打ち勝つためには、集落連携100ha農場づくり事業を活用した経営規模の拡大、スマート技術導入など生産性を向上する取組に加え、需要と結びついた生産を行うとともに、府内全産地で特Aを獲得するなど府内産米の美味しさを広くPRし、高価格で販売可能なマーケットを開拓する必要がある。

一方、国内の米の需要量は毎年10万t程度減少する傾向にあるため、水田農業の安定化のためには、他品目と組み合わせ、水田をフル活用し収益性の向上を図る必要がある。

転換作物については、生産者団体を中心に酒造会社などと結びつき生産を拡大してきた酒造好適米や加工用米、和菓子業界と結びついた小豆・黒大豆などの成果を踏まえ、京都の強みを活かし、府内各業界の需要と結びついた生産を展開する必要がある。

また、国際情勢の不安に伴い高騰する飼料作物や輸入原料由来の肥料から、府内産飼料作物や堆肥等の府内産有機質肥料へ切り替える耕畜連携の推進や、消費者の環境意識の高まりに対応した環境にやさしい生産技術の普及・定着及び有機農産物等、生産物の需要拡大を進める必要がある。

2 需要に応じた作物の生産(農業者所得の最大化に向けて)

(1) 項目別の需給の動き

(令和4年11月時点)

- ※ 需要サイドの動きはJA全農京都が把握(WCS用稲、飼料用米、野菜は京都府が把握)
- ※ 一部の品目では、新型コロナウイルス感染症の影響で、一時的に需要が減少している。

品目	動向	
	需要サイド	生産サイド
主食用米	全国段階の需要量は、毎年1～2%減少しています。	
	府段階での作付実績は、年々減少。 令和4年産府内作況指数は、101「平年並み」。(令和4年10月25日時点)	
	家庭用 うるち	需要は、産地品種などによって動向が異なります。
	中食・ 外食用 うるち	需要は回復傾向です。 中～低価格での納入と安定した供給が求められています。
	もち	需要は横ばいです。
祝	需要は回復しています。 京都府オリジナルの酒造好適米として、京都府内の酒造メーカーのみに出荷され、特徴あるお酒に使用されています。 一時的に需要が減少していましたが、国内での消費喚起、海外への販路拡大等により需要は回復傾向にあります。	作付面積を拡大する必要があります。 京都府オリジナルの品種で、価格と販路が安定するメリットがあります。 需要の回復に伴い、増産が求められています。
五百万石	需要は回復しています。 酒造メーカーは気象災害リスクを分散するため府外からも入荷していますが、需要の回復に伴い、府内産の生産要望は増加見込みです。 一時的に需要が減少していましたが、国内での消費喚起、海外への販路拡大等により需要は回復傾向にあります。	作付面積を拡大する必要があります。 府・JAグループで酒造組合に利用拡大を働きかけています。 需要の回復に伴い、増産が求められています。
京の輝き (加工用米)	需要が回復しています。 京都オリジナル品種として京都の酒造業界と共同で開発した品種で、日本酒の材料となっています。商品に品種名を表示するメーカーも増えています。	生産を増やす必要があります。 加工用米の枠で流通しており、確実な面積・生産量確保が望まれています。
WCS用稲 青刈り とうもろこし	需要は徐々に拡大しています。 府内の酪農家や肉用牛農家へ供給されています。	生産を増やす必要があります。 収穫には専用の機械が必要なため、収穫機を所有するJA、受託組織との調整が必要です。

品目	動向	
	需要サイド	生産サイド
飼料用米	<p>需要は徐々に拡大しています。</p> <p>配合飼料価格が高止まりの状況にあり、飼料自給率向上に向けた府内の畜産農家の需要が拡大する状況となっています。</p>	<p>生産を増やす必要があります。</p> <p>耕畜連携により作付面積を拡大するとともに、流通価格が安価なため、単収をしっかり確保して国の「水田活用の直接支払交付金」を最大限活用することが重要です。</p>
黒大豆	<p>需要は大きいです。</p> <p>京都の老舗和菓子屋等で使用されていますが、京都府産の供給が不安定なため、他地域産への需要の置き換えが心配されます。</p> <p>特に加工用・業務用の需要があります。</p>	<p>生産が不足しています。</p> <p>近年、作付面積の減少や低単収の影響で、需要に満たない状態が続いています。</p>
小豆	<p>需要が一時的に減少しています。</p> <p>京都の老舗和菓子屋等で使用されていますが、コロナ禍の影響により一時的に需要が減少しています。</p>	<p>生産が充足しています。</p> <p>機械化体系における生産が安定しており、近年の生産量は増加している。</p> <p>需要の減少により、一時的に他作物への転換を検討する必要があります。</p>
小麦	<p>需要は伸びています。</p> <p>小麦粉に加工され、パン、麺用途を中心に府内需要があります。</p>	<p>生産が不足しています。</p> <p>実需者の要望を受け、平成30年産から「せときらら」に全面切り替えています。</p> <p>単収が低く、恒常的に生産量が不足しています。</p>
ビール麦	<p>需要は横ばいです。</p> <p>全量がキリンビールとの契約栽培です。</p> <p>契約数量の達成と品質の安定が求められています。</p>	<p>生産が充足しています。</p> <p>亀岡市のみで作付けされており、現状の生産面積で生産量を確保する事が必要です。また、品質低下がみられるため、品質と契約数量の確保が求められています。</p>
野菜	<p>需要は大きいです。</p> <p>府内だけでなく、近畿や首都圏等の食品関連企業から、府内産野菜に対する需要があります。</p>	<p>生産が不足しています。</p> <p>野菜全体の産出額は増えていますが、供給以上の需要があり、対応できていない状況です。</p>

(2) 作物別の重点取組事項

ア 主食用米

<対象地域:府内全域>

○京都府産米の生産・品質向上対策

- ・近年の高温などの気象条件の変化に対する技術対策を強化する。
- ・良食味生産に向けた技術研修、食味評価会を開催する。
- ・「京式部」について、京都市京北地域以北における、独自の統一栽培基準に基づく生産を拡大する。

○京都府産米の付加価値・知名度向上と消費拡大

- ・一等米比率向上や「特A」評価の獲得を目指す。
- ・高品質良食味米を対象としたコンテストを開催する。
- ・「京式部」のブランド化・販路拡大や、京都府産米の京都府産農林水産物を提供する店等への販売促進を行う。

○地域ぐるみの効率的な生産体制の強化と生産の省力・低コスト化の推進

- ・集落営農組織や農業法人等への共同利用機械の導入支援を図る。

イ 祝・五百万石

<対象地域:府内全域>

- ・土づくりの推進や研修会、互見会を実施するなど、単収・品質向上に向けた取組を強化する。
- ・府内の酒造メーカーと連携し、日本国内での京の酒の消費喚起イベントを実施するとともに、中国やヨーロッパへの輸出拡大を進める。

ウ 加工用米(京の輝き)

<対象地域:府内全域>

- ・土づくりの推進や研修会、互見会を実施するなど、単収・品質向上に向けた取組を強化する。

エ 加工用米(その他品種)

<対象地域:府内全域>

- ・需要のある加工用米の取組を産地交付金等で支援する。
- ・府内の新たな食品業界との取組を推進する。

オ WCS用稲・飼料用米・青刈りとうもろこし

<対象地域:府内全域>

- ・南丹・中丹地域を中心に、耕畜連携による作付面積の拡大を図る。
- ・丹後・山城地域では、地域間に加え府域間の耕畜連携について検討を進める。
- ・堆肥の運搬・散布等に係る利用コスト削減のため、耕種農家が散布可能なペレット堆肥製造及び飼料作物との2way輸送を推進するなど、堆肥の利用拡大や土づくりによる単収増加につなげる。

- ・WCS用稲については、研修会を開催するなど品質向上に向けた取組を強化する。
- ・飼料用米については、単収向上に向けた取組を強化し、水田活用の直接支払交付金の最大化を目指す。
- ・青刈りとうもろこしについては、FOEASの導入等、排水対策の徹底により、単収・品質向上を図る。

カ 黒大豆

<対象地域:南丹地域以北>

- ・近年の高温などの気象条件の変化に対応した栽培管理により、生産の安定化を図る。
- ・FOEASの導入等、排水対策や雑草対策などの生産技術の徹底により、単収・品質向上を図る。
- ・集団栽培組織に対して、「新たな乾燥(+脱粒)施設整備」及び「他生産者からの乾燥・脱粒作業の受入体制づくり」を推進する。
- ・南丹地域を中心に、省力化及び生産拡大を図るとともに、加工用・業務用需要に応えるため、機械化体系の導入を検討する。

キ 小豆

<対象地域:南丹地域以北>

- ・FOEASの導入等、排水対策や雑草対策などの生産技術の徹底により、単収・品質向上を図る。
- ・集落営農組織を中心に、定着が進んでいる機械化体系による省力栽培を維持しながら、雑穀商と連携した無選別出荷などの事前契約栽培を推進する。

ク 小麦

<対象地域:府内全域>

- ・FOEASの導入等、排水対策の徹底や適期防除、施肥等の指導強化により、単収・品質の向上を推進する。
- ・特に南丹以北の地域で水稻-麦-小豆の2年3作体系の推進による生産性と所得の向上を図る。
- ・産地交付金を活用し、開花時期の追肥実施を支援することで、実需者が求める品質を確保する。
- ・肥料試験による省力化技術の開発を行う。

ケ 野菜

<対象地域:府内全域>

- ・パイプハウスの導入や出荷調製作業の分業化による京野菜の生産の拡大・安定化を推進する。
- ・提案型のチーム活動により、京野菜や加工用原料野菜など実需者ニーズに応じた新規品目を提案し、栽培技術の実証・導入や実需者からの大ロット発注に確実に対応するための省力化機械・施設の整備を推進する。

3 担い手の確保・育成、農地対策

(1) 重点取組事項

ア 担い手の確保・育成対策

- ・京都農人材育成センターによる新規就農・就業の相談から体験、研修、地域定着までの一貫した支援を行うとともに、経営力強化のための研修や6次産業化、輸出促進による新たな農業ビジネスの展開など農業経営体の段階に応じた支援により、経営感覚に優れた農業経営体を育成する。
- ・「集落連携100ha農場づくり^{*}」に取り組む地域の支援と、新たな取組地域を掘り起こす。

※複数集落での広域的な農地利用による水稻の低コスト化と高収益作物への転換を図るとともに農地管理の外部委託や企業連携による人材確保を行う。

イ 農地対策

- ・将来の農業や農地利用を明確化する「地域計画」の作成を推進し、多様な担い手への農地の集積・集約化により、農作業の合理化や規模拡大、遊休農地の発生防止・解消を促進する。
- ・農業会議の現地推進役との連携のもと、農業委員会による農地利用の最適化に向けた取組をサポートする。

(2) 担い手・農地対策の目標

	R2年度 実績	R3年度 実績	R4年度 目標	R5年度 目標
認定農業者数(経営体)	1,368	1,462	1,676	1,830
農業法人数(法人)	387	398	423	440
新規就農・就業者数(人/年)	162	164	150	150
担い手への農地集積面積(ha/年) (農地中間管理事業)	381.9	372.2	1,000	累計 16,800

令和4年度の実績と令和5年度の見通し

《考え方》

- ▷「水稲(主食用)」は、地域の実態や作付意向を重視しつつ、不作付地を増やさないため、現状の作付規模を維持する方向で取り組む。需要先との結びつき拡大を支援するとともに、用途別の需要トレンドをふまえた生産を推進する。
- ▷「主食用以外の水稲(加工用米、米粉用米、WCS用稲、飼料用米、新市場開拓用米)」や「水稲以外の特産物」は、需要先との結びつきやマーケットニーズに応じて、主食用水稲からの転換や品目の組み合わせにより生産を拡大する。

品目(用途)	令和4年度(ha) 【実績(速報値)】	方向性	令和5年度(ha) 【目標】	増減 (R5-R4)
水稲	13,685	➡	13,764	79
水稲(主食用)	12,814 ①	➡	12,814	0
うるち米	12,352	↘	12,316	▲36
京式部	100 ④	➡	120	20
もち米	287	➡	287	0
酒造好適米	175	➡	211	36
祝	91 ②	➡	110 ★	19
五百万石	48 ②	➡	65 ★	17
その他	36 (R3)	➡	36	0
水稲(非主食用)	871	➡	950	79
加工用米	564 ③	➡	593	29
京の輝き	456 ②	➡	480 ★	24
米粉用米	10 ③	➡	10	0
WCS用稲	135 ③	➡	155	20
飼料用米	140 ③	➡	170	30
新市場開拓用米	22 ③	➡	22	0
水稲以外	2,132	↘	2,122	▲10
麦	280 ②	➡	289 ★	9
小麦	180 ②	➡	192	12
大豆	292 ④	➡	313	21
黒大豆	195 ④	➡	210 ☆	15
小豆	420 ④	↘	350 ☆	▲70
青刈りとうもろこし	0 ①	➡	20	20
そば	125 ③	➡	125	0
野菜	1,015 ①	➡	1,025	10
裏作分調整	▲66 ※		▲135	▲69
合計(※)	15,751	➡	15,751	0

※麦、大豆、小豆は裏作の面積も含むため、地域農業再生協議会が把握した面積と異なる場合がある。裏作分は合計面積から控除する。

(数値の出典)① 近畿農政局調べ(地域協調べを積上げ) ② JA全農京都調べ ③ 農水省公表値(計画認定面積) ④ 農産課調べ
★ JA全農京都が把握した需要量に基づく値 ☆ JA全農京都の需要量をふまえた値

令和5年産の作付方針について

令和4年12月
京都府農業再生協議会

主食用米

高品質良食味米づくりと、需要と結びついた生産を推進します。

<現状と課題>

- 全国では、近年続いている消費量の減少やコロナ禍の影響により需給緩和が続いていましたが、令和4年産で減産が進んだことから、令和5年産に向けては面積維持により需給が均衡する見通しです。
- しかし、需要量は引き続き減少しており、消費県である京都府への販売攻勢が懸念されることから、京都府産米の需要を拡大する取組が必要です。



高温などの気象条件の変化に対応するため、地域の気象や立地条件等に応じた栽培技術や品種の作付を推進します。

高齢化や担い手不足が進む中で米生産を継続するため、機械の共同利用による地域ぐるみの効率的な生産体制の強化を図ります。

酒造原料米

「祝」「五百万石」「京の輝き」は、酒造メーカーが求める生産量、品質を確保します。

<現状と課題>

- コロナ禍の影響により日本酒の販売が減少し、原料となる酒米の需要が一時的に減少していましたが、回復傾向にあります。
- 府内の酒米産地と酒造メーカーが一体となり、「京の米で京の酒を」を合い言葉に、京都オリジナル品種「祝」「京の輝き」原料の「京の酒」のブランド化を進めてきたことから、需要に応じた確実な生産が必要です。



府内全域で土づくりの推進や研修会の充実等、単収・品質向上に向けた技術対策の強化を進めます。

作期分散による適期作業や機械の効率的利用の推進により、生産体制の強化を図ります。

WCS用稲・飼料用米・青刈りとうもろこし

耕畜連携による「WCS用稲」「飼料用米」「青刈りとうもろこし」の生産拡大と、単収・品質向上を図ります。

<現状と課題>

- 輸入粗飼料や配合飼料の価格が高騰する中、府内畜産農家の需要が高まっています。
- 地域を越えた耕畜連携、専用機械の整備、単収・品質の向上による所得確保が課題です。



南丹・中丹地域を中心に、耕畜連携による作付面積の拡大を図るとともに、丹後・山城地域で地域間に加え、府域間での耕畜連携の検討を進めます。

堆肥の利用コスト削減のため、耕種農家が利用・保管しやすいペレット加工や飼料作物との2way輸送を推進するとともに、土づくりによる単収増加につなげる。

WCS用稲は、専用機械が整備された地域に重点的に生産拡大を推進するとともに、新たに耕畜連携体制が整った地域に機械設備の導入を進めます。

飼料用米は、単収向上に向けた取組の強化と、専用品種の導入を検討し、水田活用の直接支払交付金の最大化を目指します。

新規就農者等への支援

「人と農地の問題」の解決に向けて、農業を始めたい方や新たに雇用したいとお考えの皆さんを支援します。

経営開始資金

新たに経営を開始する者に対して
資金を助成します。

◎対象者
経営開始時に49歳以下の認定
新規就農者

◎支援額
12.5万円/月(150万円/年)
最長3年間

※新規参入者、親元就農者(親の経営に従事してから5年以内に継承した者)のうち、新規作物の導入等リスクのある取組を行うと市町村に認められる者であること。
※前年の世帯(親子及び配偶者の範囲)所得が原則600万円以下であること。

就農準備資金

研修期間中の研修生に対して
資金を助成します。

◎対象者
就農予定時に49歳以下の
研修期間中の研修生

◎支援額
12.5万円/月(150万円/年)
最長2年間

※研修終了後、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農すること(親元就農者は、就農後5年以内に経営継承する又は独立・自営就農すること)
※前年の世帯(親子及び配偶者の範囲)所得が原則600万円以下であること。
※就農に関するポータルサイトに研修計画等を登録している研修機関等で概ね1年以上かつ概ね年間1,200時間以上研修を受けること

雇用就農資金

49歳以下の就農希望者を新たに雇用する
農業法人等に対して資金を助成します。

◎対象者
雇用元の農業法人等、雇用して
技術を習得させる機関

◎支援額
60万円/年、最長4年間

- ・新規雇用就農者の増加分が支援対象
- ・多様な人材(障がい者、生活困窮者、刑務所出所者等)の場合は年間15万円加算
- ・上記支援のほか、農の雇用事業で実施していた「新法人設立支援タイプ」、「次世代経営者育成タイプ」は、これまでと同様の内容で実施

※既に農の雇用事業の支援対象となった雇用就農者は除く
※新たに雇用した者に対する研修計画を定めていること
※就農に関するポータルサイトに研修計画等を登録していること
※過去に事業の支援対象となった雇用就農者の定着率が1/2以上であること

経営発展支援事業

新規就農者に対する経営発展の
ための機械・施設等の導入を
親元就農も含めて支援します。

◎対象者
49歳以下の認定新規就農者

◎助成
補助上限額 1,000万円
補助率 3/4以内

※令和4年度以降に経営を開始する者が対象
※経営開始資金の交付対象者は補助上限額500万円
※夫婦型の場合は補助上限額×1.5倍

地域計画の策定

農業経営基盤強化促進法の一部改正(令和5年4月1日施行)に伴い、「京力農場プラン(人・農地プラン)」は市町村が策定する「地域計画」として法定化されました。農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、地域の話し合いにより、農業の将来の在り方を描く「地域計画」の策定を推進します。

(1) 地域計画とは

地域計画は、地域の関係者が一体となった話し合いによって、

- 当該区域における農業の将来の在り方
- 農業上の利用が行われる農用地等の区域
- その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

を決めていただき、地域が10年後に目指す姿を明確にさせていただくものです。



〈地域における話し合いにあたって〉

- 市町村は京力農場プランの取組を参考に、協議の場に関係者の参加を広く呼びかけます。
- 担い手が地域に十分存在するときは、担い手を中心とする受け手の話し合いを設け、将来の農地の集積・集約化の方向性を確認しましょう。
- 担い手がない、話し合いの土台がない、或いは話し合いが低調な場合には、幅広い関係者で時間をかけて丁寧に協議を進めましょう。



〈市町村による地域計画の策定〉

- 農業委員会は、タブレット等で収集した出し手・受け手の意向を基に、目標地図の素案を作成します。
- 市町村は、地域における話し合いの結果や目標地図の素案を受けて地域計画の案を作成し、関係者から意見を聴取します。
- 市町村は、令和7年3月末までに地域計画を策定・公告します。

(2) 地域計画の策定支援

京都府や関係団体が一体となり、地域課題の解決に向けた市町村による地域計画の策定を支援します。

(3) 地域計画に関連する各種支援・取組

地域計画に位置付けられた人や地域は、例えば以下の支援を受けることができます。

国庫

- ◎新規就農者育成のうち、経営開始資金、経営発展支援事業
- ◎スーパーL資金貸付の当初5年間実質無利子化(認定農業者)
- ◎農地利用効率化等支援交付金
- ◎機構集積協力金のうち、地域集積協力金・集約化奨励金

京都府

- ◎ 集落連携100ha農場づくり事業
 - ・複数の集落営農組織、集落営農組織と企業等、新たな連携体制を構築し、収益力強化のため新規作物を導入する集落営農組織等の取組を支援。
 - ・収益力強化に取り組む集落営農組織等の機械・施設導入を支援。

(4) 地域計画の見直し

地域計画は、定期的（1年に1回程度）に見直してください。
地域の様子は一年経てば、状況は変わります。
その状況を踏まえて、地域の将来展望が描けるよう見直しをしましょう。



集落連携100ha農場づくり事業

広域的な営農体制の構築を進めるとともに、農地管理の外部委託や企業連携による人材確保を行い、持続可能な地域農業を創出します!

集落営農をとりまく現状

経営が苦しい…

コメ中心の小規模な経営で、いっこうに収益が上がらないなあ…



人がいない…

役員が高齢化してしまって、年々人手が足りなくなるなあ…経営のノウハウにも不安があるし…



草刈りが大変…

ただでさえ人手が足りないのに、草刈りまで手が回らないよ…



そこで!

集落連携100ha農場づくり事業では…

京都府の集落営農は他県に比べて小規模
(経営面積10ha未満の組織割合 64%(全国平均:39%))

複数集落を組織化し、
大規模営農の計画を
策定!

企業と連携し、
人材を確保!

草刈りを外部に
分離・委託!

水稻の低コスト生産と高収益作物の生産で、収益力を向上!



企業のノウハウを活かして、経営力アップ!



草刈りの負担が減って、営農に集中できる!



事業を通じて…

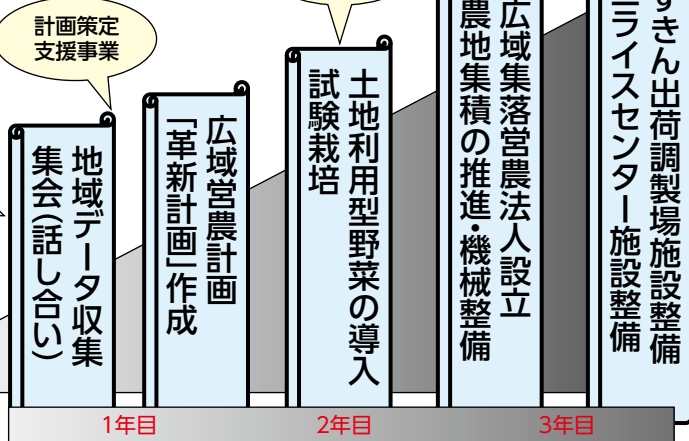
複数年度にわたって、様々なメニューを組み合わせる支援を行い、地域全体として広域営農や農地管理の分離、企業人材の活用等の取組を応援します！

集落連携100ha農場づくり事業将来イメージ

広域集落営農法人設立を目指すケース

現状・問題点

- ① 農作業従事者の高齢化
○歳以上△%
 - ② 米価の低迷
水稲単一栽培の限界
 - ③ 農地管理の負担増
規模拡大の阻害要因
 - ④ 鳥獣被害(シカ、イノシシ)
→農業意欲の減退
- 限界点の直前
地域農業を守るため営農組織設立を進めるしかない

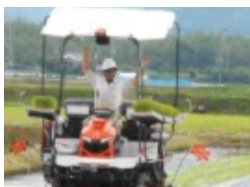


合意の場づくり支援 営農計画づくり支援・プラン指導 試験栽培助言 法人設立支援・大規模栽培指導・助言 施設整備・運営の指導助言

将来目標

- ① 所得の向上
 - ・園芸品目の導入
 - ・地元雇用による出荷調整
 - ② 水稲の省力低コスト化
 - ・スマート農業機械導入
 - ・草刈等の外部委託
 - ・売れるコメづくり
 - ③ 集落営農展開
 - ・広域集落営農法人設立
 - ・農地利用集積
 - ・販路開拓
- 野菜の売上 △△△万円増
●農地集積率 △△%

水稲の大規模化と土地利用型野菜の導入による1旧村1農場づくり



スマート農業機械導入



紫ずきんの機械化栽培



ラジコン草刈り機の導入



ミニRCの整備

そのほかにも…6次産業化や、農企業との連携等、地域の取組に合わせた支援を実施!

☆お問い合わせ… 各市役所・町村役場

京都府山城広域振興局農商工連携・推進課 (TEL:0774-21-2392)
 京都府南丹広域振興局農商工連携・推進課 (TEL:0771-22-0371)
 京都府中丹広域振興局農商工連携・推進課 (TEL:0773-62-2593)
 京都府丹後広域振興局農商工連携・推進課 (TEL:0772-62-4315)
 京都府経営支援・担い手育成課 (TEL:075-414-4918)

まで



集落連携100ha農場づくり事業

事業名	革新計画作成推進事業
事業内容	集落間連携や収益性の高い作物の導入に伴う革新的な営農計画を定める計画書(革新計画書)の策定に向けた取組(集落間の協議等)を支援
要件	地域計画の作成・見直しの実施等
補助対象経費	集落間連携に向けた会議に係る経費、視察経費等
補助対象期間	最大、事業承認年度を含めた2箇年度以内(補助限度額:250千円/地区)
事業名	企業連携人材確保事業
事業内容	集落営農法人が民間企業の社員を派遣等によって受け入れる場合、受け入れによるかかり増し経費等を支援
要件	革新計画書に基づく活動であること、派遣される民間企業の社員が、派遣期間の終了後、集落営農法人に採用され引き続き勤務することを希望する者であること等
補助対象期間	単年度(補助率:受け入れる人材1人につき1箇月当たり100千円以内等)
事業名	新規作物導入推進事業
事業内容	収益力強化に資する新規導入作物試験栽培の取組を支援
要件	革新計画書に基づく活動であること、集落間で連携した取組であること等
補助対象経費	試験栽培に係る経費(資材費、機械レンタル代、視察経費等)
補助対象期間	最大3箇年度(補助限度額:650千円/組織等)
事業名	収益力強化整備事業
事業内容	収益力強化に資する農産物生産用機械・施設等の整備費用を支援
要件	革新計画書に基づく活動であること、3箇年度以内に売上高を10%以上増加させることなど
補助対象経費	農産物生産用機械・施設、農産物集出荷機械・施設、鳥獣害防止施設等
補助率	1/2以内
補助対象期間	最大3箇年度(補助限度額:10,000千円/組織等)
事業名	農地管理省力化新技術導入支援事業
事業内容	農地管理(草刈り等)を行う組織が農業者から支援サービスを受託するに当たり、事業を広域かつ効率的に展開するための設備導入を支援
要件	農地管理組織等と農業者との間で概ね50ha以上の農地での支援サービスの受託契約を締結している/確実に締結が見込まれる等
補助対象経費	ラジコン草刈機、農薬散布ドローン等の設備導入に要する委託料、工事請負費、備品購入費
補助率	1/2以内
補助対象期間	最大3箇年度

(参考) 令和5年度 京都府水田農業関連補助事業の紹介

「京の米」ブランド力向上対策事業

「京の米」ベンチャーコンペティション事業(おいしいお米生産対策事業)

地域ぐるみで米の品質向上に取り組むとともに、生産者が切磋琢磨し競い合う場を設けることで、米の食味の向上を図り、より生産者に有利な販路の確保を目指す活動を支援

事業内容	実証ほの設置、技術研修、地域共励会、情報発信費用、米穀商等を含む食味評価会、分析会開催費用等を支援
補助率	1/2以内(補助額上限300千円/実施主体)
補助要件	○本事業を推進する組織の体制が整備されていること ○地域段階での食味評価会を行い、産地評価向上に向けた取組に活用すること
実施主体	地域の米生産に係る協議会等(農業協同組合が構成員となり、主たる事務局)

「京の米」生産イノベーション事業

需要に対応した米の生産販売の高度化に必要な機械・施設等の整備を支援

■ 生産・流通機械、施設導入による受注生産支援

事業内容	質・量の確保や流通の改善、高付加価値化に寄与する機械、設備の整備を支援
補助率	4/10以内(一部1/2以内)
補助要件	○実需者ニーズに応じた米生産を行うこと(特別栽培米、酒米、加工用米、食味値を反映した独自販売、その他具体的なオーダー) ○5ha以上の作業受託または利用権設定による水稻生産を行う計画を有すること等
実施主体	京都府内に主な経営基盤をもつ3戸以上の農業者等で組織する団体、農業法人、農業協同組合、認定農業者等

■ 施設の整備による長寿命化支援

事業内容	ライスセンター、貯蔵施設、育苗施設等の点検とそれに基づく機能維持費用を支援
補助率	1/4以内
補助要件	10ha以上又は集落の水稻作付面積の80%以上を耕作・受託する等
実施主体	京都府内に主な経営基盤をもつ3戸以上の農業者等で組織する団体、農業法人、農業協同組合、認定農業者等

京の地域特産物応援事業

実需者から強い要望のある小豆、黒大豆、大豆、小麦、そばなどの地域特産物を実需者と結びつけながら生産拡大や品質向上を支援

■ 条件整備事業

事業内容	①対象作物の生産に必要な農業機械の導入を支援 ②対象作物を新たに生産し始めるために必要な資材費等を支援
補助率等	補助率:4/10以内(一部1/2以内) 補助額:②は補助上限額500千円/事業主体又は、補助対象面積上限1haのいずれか小さい方
補助要件	実需者からの具体的なオーダーに基づいた生産の実施 当該作物の生産量増加又は品質向上に資する計画の策定
実施主体	3戸以上の農業者で組織する団体、農業法人等

■ 推進事業

事業内容	対象作物の生産に必要な栽培実証活動や、生産拡大に向けた実需者との計画協議等の実施を伴走的に支援
補助率等	定額(補助額上限300千円/事業主体)
補助要件	実需者からの具体的なオーダーに基づいた生産の実施 当該作物の生産量増加又は品質向上に資する計画の策定
実施主体	市町村、農業協同組合、3戸以上の農業者で組織する団体等

京都フードテック推進事業

スマート農林水産業実装チャレンジ事業

農作物生産の作業性・生産性を向上し、農作物の産地や農地、集落コミュニティの維持を図るため、スマート技術(機械及び設備)の導入に取り組む生産者を支援

事業内容	ICTやロボット技術を活用した機械・設備の導入に要する費用を支援
補助率	3/10~1/2以内(下限事業費300千円/実施主体)
補助要件	(土地利用型作物) 助成対象となる機械・設備を利用する作業を概ね10ha分以上実施しているか、導入後3年以内に10ha以上実施する計画であること等 (その他作物) 京野菜・茶などの地域特産物を概ねハウス10a以上又は露地30a以上生産していること等
実施主体	京都府内に主な経営基盤をもつ3戸以上の農業者等で組織する団体、農業法人、農業協同組合、認定農業者等

京野菜生産加速化事業

市場ニーズや外食産業・直売所等のニーズに対応するため、安定的な京野菜の生産に必要なパイプハウスの整備や生産拡大に必要な機械施設等の導入を支援

■ パイプハウス整備事業

事業内容	パイプハウス(附带施設含む)の整備を支援
補助率	4/10~1/2以内
補助要件	導入するパイプハウスの面積が一定規模以上であること等
実施主体	農業協同組合、農業者が組織する団体、農業法人、農業公社、JA全農京都

■ 生産・流通改善条件整備事業

事業内容	生産管理用機械・施設、集出荷貯蔵機械・施設等の整備を支援
補助率	4/10~4.5/10以内
補助要件	受益面積が10a以上(ブランド品目)等
実施主体	農業協同組合、農業者が組織する団体、農業法人、農業公社、JA全農京都

京野菜産地基盤づくり事業

生産者の連携体が行う需要に応じた京野菜等の産地化の取組を促進するため、集出荷加工体制の構築に必要な加工・流通機械等の整備を支援

事業内容	加工・流通機械施設の整備を支援
補助率	4/10~4.5/10以内
補助要件	受益面積が10a以上(ブランド品目)等
実施主体	農業者等又は農業法人2戸以上で構成する連携体

Ⅱ 国の水田農業関連施策の紹介

1 経営所得安定対策等の概要

米・麦・大豆等の土地利用型農業の経営の安定に向けて

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

【認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象（規模要件はありません）】

【数量払】（令和5年産～7年産まで適用）

交付単価は**品質に応じて増減**

対象作物		平均交付単価	対象作物		平均交付単価	対象作物		平均交付単価
小麦 (円/60kg)	課税事業者向け	5,930	はだか麦 (円/60kg)	課税事業者向け	8,630	でん粉原料用 ばれいしょ(円/t)	課税事業者向け	14,280
	免税事業者向け	6,340		免税事業者向け	9,160		免税事業者向け	15,180
二条大麦 (円/50kg)	課税事業者向け	5,810	大豆 (円/60kg)	課税事業者向け	9,430	そば (円/45kg)	課税事業者向け	16,720
	免税事業者向け	6,160		免税事業者向け	9,840		免税事業者向け	17,550
六条大麦 (円/50kg)	課税事業者向け	4,850	てん菜 (円/t)	課税事業者向け	5,070	なたね (円/60kg)	課税事業者向け	7,710
	免税事業者向け	5,150		免税事業者向け	5,290		免税事業者向け	8,130

【面積払（営農継続支払）】

当年産の作付面積に基づき交付 **2万円/10a**（そばについては、1.3万円/10a）

※ 面積払を受けた場合、数量払の交付の際に、面積払の交付額が控除されます。

米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

【認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象（規模要件はありません）】

- ◇ **米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ**を対象に、収入額の合計が標準的収入額を下回った場合は、**減収額の9割を補てん**（対策加入者と国が1対3の割合で拠出）

水田活用の直接支払交付金

【販売農家又は集落営農が対象】

【戦略作物助成】

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a ^{※1}
WCS用稲	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a ^{※2}

※1 多年生牧草について、当年産において播種を行わず収穫のみ行う年は1万円/10aで支援

※2 飼料用米の一般品種の支援について、令和5年度については従来と同額を支援。令和6年度からは標準単価を段階的に引き下げ、令和8年度においては標準単価5.5万円～7.5万円/10aとする。

【産地交付金】

- ◇ 地域が策定する「水田収益力強化ビジョン」に基づき、①水田における麦、大豆等の生産性向上等の取組、②地域振興作物の生産の取組等を支援

【畑地化促進事業】

- ◇ 水田の畑地化や畑地化後の畑作物の定着までの一定期間の支援のほか、農地利用の団地化等に向けた関係者間の調整や種子の確保、土地改良区の地区除外決済金等を支援します。

【畑作物産地形成促進事業、コメ新市場開拓等促進事業(旧水田リノベーション事業)】

- ◇ 実需者との結び付きの下で、対象作物の低コスト生産等に取り組む生産者を支援します。

2 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農産物（麦、大豆等）について、引き続き生産コストと販売額の差に相当する額が直接交付されます。

(1) 交付対象者

- 認定農業者、集落営農、認定新規就農者（いずれも規模要件はありません）。

(2) 支払方法

- 数量払を基本とし、面積払（営農継続支払）を先払いとして支払われます。

(3) 数量払

① 交付対象数量

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねの当年産の出荷・販売数量（※麦芽原料用麦、黒大豆、種子用を除く）

② 交付単価

「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」との差額分を単位数量当たりの品質区分に応じた単価で直接交付されます。また、令和5年産から、消費税の課税事業者向け単価と免税事業者向け単価に分かれることから、免税事業者向けの単価を申請する方は、収入・売上が1千万円以下であることを確認するために、2年前（2期前）の確定申告書等の提出が必要となります。

※ 面積払（営農継続支払）を受けた方には、その交付額を控除して支払われます。

(4) 面積払（営農継続支払）

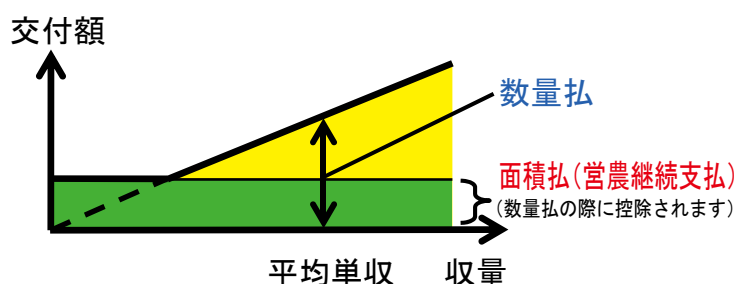
① 交付対象面積

※ 当年産の作付面積に基づき支払われます。

② 交付単価

交付単価 **2.0万円／10a**（そばについては1.3万円/10a）

数量払と面積払（営農継続支払）の関係



数量払の交付単価 (令和5年産～7年産まで適用)

麦、大豆等の畑作物については、地域間、農業者間の品質の格差が大きいため、数量払の交付単価において、品質に応じて単価の増減が行われます。

小麦

品質区分(等級)		1等又は1等相当				2等又は2等相当			
ランク		A	B	C	D	A	B	C	D
パン・中華麺用品種 (円/60kg)	課税事業者向け単価	7,860	7,360	7,210	7,150	6,700	6,200	6,050	5,990
	免税事業者向け単価	8,270	7,770	7,620	7,560	7,110	6,610	6,460	6,400
上記以外 (円/60kg)	課税事業者向け単価	5,560	5,060	4,910	4,850	4,400	3,900	3,750	3,690
	免税事業者向け単価	5,970	5,470	5,320	5,260	4,810	4,310	4,160	4,100

等級:被害粒の割合や粒揃いの違いで区分。A～Dランク:たんぱく質の含有率等の違いで区分

大麦・はだか麦

品質区分(等級)		1等又は1等相当				2等又は2等相当			
ランク		A	B	C	D	A	B	C	D
二条大麦 (円/50kg)	課税事業者向け単価	5,870	5,450	5,330	5,280	5,010	4,590	4,460	4,410
	免税事業者向け単価	6,220	5,800	5,680	5,630	5,360	4,940	4,810	4,760
六条大麦 (円/50kg)	課税事業者向け単価	5,210	4,790	4,660	4,610	4,180	3,760	3,640	3,590
	免税事業者向け単価	5,510	5,090	4,960	4,910	4,480	4,060	3,940	3,890
はだか麦 (円/60kg)	課税事業者向け単価	9,220	8,720	8,570	8,480	7,650	7,150	7,000	6,920
	免税事業者向け単価	9,750	9,250	9,100	9,010	8,180	7,680	7,530	7,450

等級:被害粒の割合や粒揃いの違いで区分。A～Dランク:白度やたんぱく質の含有率等の違いで区分

大豆

品質区分(等級)		1等又は1等相当	2等又は2等相当	3等又は3等相当	品質区分(等級)		合格又は合格相当
普通大豆 (円/60kg)	課税事業者向け単価	10,360	9,670	8,990	特定加工用大豆 (円/60kg)	課税事業者向け単価	8,310
	免税事業者向け単価	10,770	10,080	9,400		免税事業者向け単価	8,720

等級:被害粒の割合や粒揃いの違いで区分

特定加工用:豆腐・油揚げ、しょうゆ、きなこ等製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に使用する大豆

てん菜

品質区分(糖度)		← (+0.1度ごと)	16.6度	→ (▲0.1度ごと)
てん菜 (円/t)	課税事業者向け単価	+62円	5,070	▲62円
	免税事業者向け単価	+62円	5,290	▲62円

糖度:てん菜の重量に対するしょ糖の含有量

でん粉原料用ばれいしょ

品質区分(でん粉含有率)		← (+0.1%ごと)	19.6%	→ (▲0.1%ごと)
でん粉原料用 ばれいしょ (円/t)	課税事業者向け単価	+64円	14,280	▲64円
	免税事業者向け単価	+64円	15,180	▲64円

でん粉含有率:ばれいしょの重量に対するでん粉の含有量

そば

品質区分(等級)		1等又は1等相当	2等又は2等相当
そば (円/45kg)	課税事業者向け単価	17,180	15,070
	免税事業者向け単価	18,010	15,900

等級:容積重の違いや被害粒の割合で区分

なたね

品質区分(品種)		キザキノナタネ キラリボシ・ナナシキブ きらきら銀河 ペノカのしずく	その他の品種
なたね (円/60kg)	課税事業者向け単価	7,720	6,980
	免税事業者向け単価	8,140	7,400

(参考) 平均交付単価

【算定式】

$$\text{平均交付単価} = \frac{\text{10aあたり生産費 (直近3年平均)} - \text{販売価格 (直近5年中最髙・最低を除く3年の平均)}}{\text{単収 (直近7年中最髙・最低を除く5年の平均)}}$$

対象作物		平均交付単価	対象作物		平均交付単価	対象作物		平均交付単価
小麦 (円/60kg)	課税事業者向け単価	5,930	はだか麦 (円/60kg)	課税事業者向け単価	8,630	でん粉原料用 ばれいしょ(円/t)	課税事業者向け単価	14,280
	免税事業者向け単価	6,340		免税事業者向け単価	9,160		免税事業者向け単価	15,180
二条大麦 (円/50kg)	課税事業者向け単価	5,810	大豆 (円/60kg)	課税事業者向け単価	9,430	そば (円/45kg)	課税事業者向け単価	16,720
	免税事業者向け単価	6,160		免税事業者向け単価	9,840		免税事業者向け単価	17,550
六条大麦 (円/50kg)	課税事業者向け単価	4,850	てん菜 (円/t)	課税事業者向け単価	5,070	なたね (円/60kg)	課税事業者向け単価	7,710
	免税事業者向け単価	5,150		免税事業者向け単価	5,290		免税事業者向け単価	8,130

※面積払を受けた場合、数量払の交付の際に、面積払の交付額が控除されます。

③免税事業者であることの確認方法等

基本ルール

免税事業者向け単価の適用要件を満たしていることが確認できない場合は、課税事業者向け単価が適用されます。

なお、免税事業者であることの判断は、2年前(2期前)の収入・売上が1千万円以下であることにより確認します。

確認に必要な書類

- 個人の方は、**2年前(※)の確定申告書B(写)及び青色申告決算書(農業所得用)(写)又は白色申告の収支内訳書(農業所得用)(写)**など
※令和5年産の申請の場合、令和3年分
- 法人(人格なき社団含む)の方は、**2期前の各事業年度の所得に係る確定申告書(別表第1)(写)**など
- 個人で営農開始後2年以内の方は、**個人事業の開業・廃業等届出書(写)**など
- 法人で設立初年度の方は、**法人設立届出書(写)** etc 等
- 法人で設立2期目の方は、**法人設立届出書(写)等及び前期の各事業年度の所得に係る確定申告書(別表第1)(写)**など

各書類は、原則、税務署の受付印が押印されたものを提出してください。
何かご不明な点等がございましたら、各地方農政局等にお問い合わせください。

※課税事業者であることの確認は行いません。

確認書類の提出期限

令和5年6月30日までに交付申請書(様式第1号)に添付して提出してください。
なお、確認に必要な書類には、入手するまでに1ヵ月程度要するもの(税務署が再発行するもの等)もありますので、提出期限までに間に合うよう早めの準備をお願いします。

3 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)

収入減少による農業経営への影響を緩和し、安定的な農業経営ができるよう、農業者拠出に基づくセーフティネットとして実施されます。

(1) 交付対象者

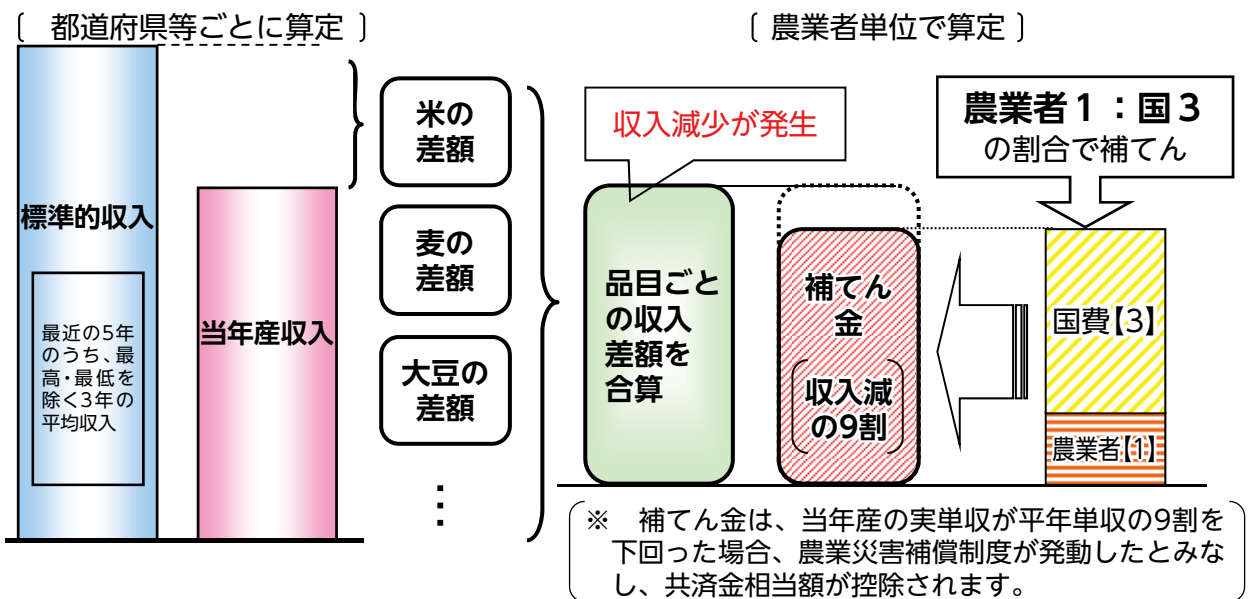
- 認定農業者、集落営農、認定新規就農者 (いずれも規模要件はありません)。

(2) 交付対象品目

- 米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ

(3) 補てん額

- 当年産の販売収入の合計が、標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を、国からの交付金と農業者が積み立てた積立金で補てんされます。国からの交付金は、農業者が積み立てた積立金の3倍の額が上限です。



収入保険・農業共済との関係

〈収入保険〉
→自然災害や価格低下をはじめ、農業者ごとの収入の減少を広く補償
※青色申告を行っている農業者(個人・法人)が対象です

又は

〈農業共済〉
→自然災害等による収穫量の減少を補償

+

〈ナラシ対策〉
→価格が下落した際などに、収入の減少を補てん

- ・ 収入保険と、農業共済・ナラシ対策などの類似制度は、いずれかを選択して加入することができます(重複加入はできません)。
- ・ ナラシ対策の補てん金は農業共済に加入していることを前提に減額調整されるので、ナラシ対策に加入する場合は農業共済とのセット加入をお勧めします。

※収入保険についての詳細は、49～50ページを参照してください。

4 認定農業者・集落営農への支援

認定農業者になりましょう!!

主な支援策

- 経営所得安定対策(ゲタ・ナラシ対策)**が受けられます。
対象は認定農業者等で、規模要件はありません。
- 日本政策金融公庫**の**長期低利融資**が活用できます。
- 農地や農業用機械等の取得の際に**税制優遇**が受けられます。

より効率的な経営に向けた計画作りをサポートしますので、最寄りの申請窓口へお問い合わせください。

農業経営を営む区域		申請窓口
単一市町村の区域内		市町村
複数市町村にまたがる	単一都道府県の区域内	都道府県
	複数都道府県にまたがる	地方農政局*

※複数の地方農政局の管区にまたがる場合は、住所の所在地を管轄する地方農政局

集落営農を組織して地域の農業を守りましょう!!

集落営農のメリット

経営所得安定対策(ゲタ・ナラシ対策)や収入保険制度に加入できるとともに、次のようなメリットがあります。

1. 構成員の能力、体力に応じた役割分担が可能となり、作業の効率化が進みます。
2. 次の取組によりコスト低減が図られます。
 - 機械の共同利用や作業の共同化
 - 種苗、肥料、農薬の一括購入

ナラシ対策の加入要件を緩和

集落営農は、次の2要件を満たすものが対象です。

- ① 組織の規約の作成 ② 対象作物の共同販売経理の実施

なお、農業経営の法人化、地域における農地利用の集積は、市町村が确实と判断すれば、要件を満たしているものとして取り扱います。(最寄りの市町村にご相談ください)

※ゲタ対策も同じ要件となります。

5 水田活用の直接支払交付金

水田で、麦、大豆、飼料用米、加工用米等の作物を生産する農家の皆様への支援

1 交付対象者

販売目的で対象作物を交付対象水田で生産（耕作）する販売農家・集落営農

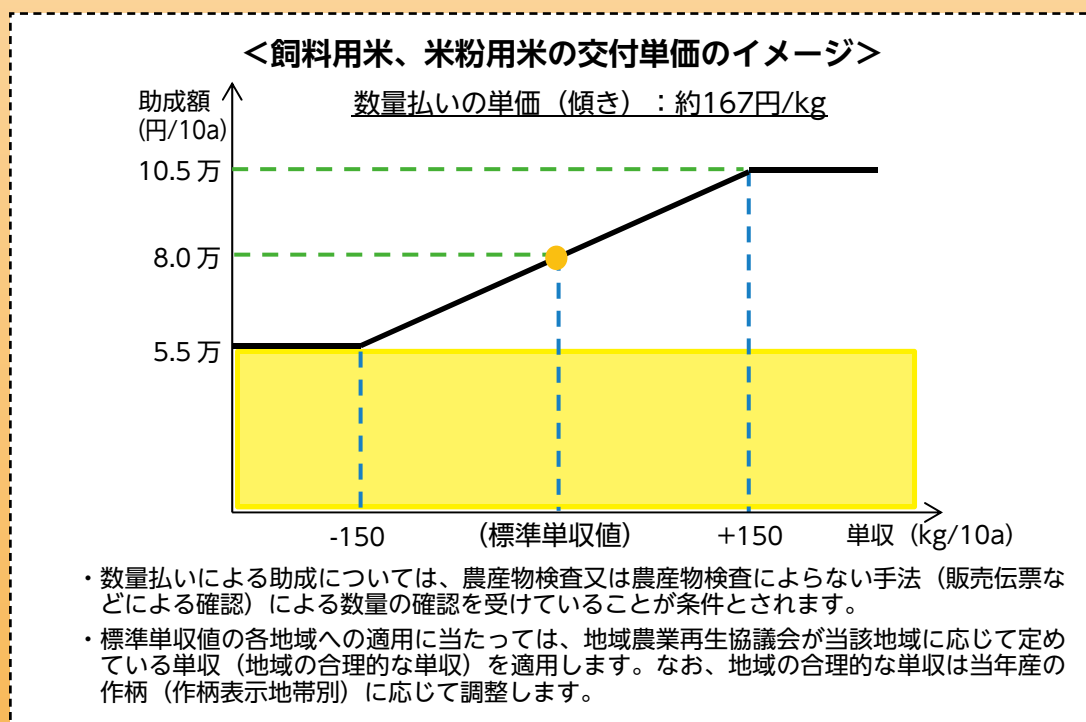
2 支援内容

(1) 戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	35,000円／10a ^{※1}
WCS用稲	80,000円／10a
加工用米	20,000円／10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、 55,000円～105,000円／10a ^{※2}

※1 多年生牧草について、当年産において播種を行わず収穫のみ行う年は1万円/10aで支援。

※2 飼料用米の一般品種への支援について、令和5年度については従来と同額を支援。令和6年度からは標準単価を段階的に引き下げ、令和8年度においては標準単価5.5～7.5万円/10aとする。



(2) 産地交付金

- 地域で作成する「水田収益力強化ビジョン」に基づき、二毛作や耕畜連携を含め①水田における麦、大豆等の生産性向上等の取組、②地域振興作物の生産の取組等を支援します。
- 国から配分する資金枠の範囲内で、都道府県や地域農業再生協議会が助成内容（交付対象作物・取組・単価等）を設定します（一定割合以上は都道府県段階で助成内容を決定）。
- また、地域の取組に応じた追加配分により交付（下表参照）します。

対象作物等	取組内容	交付単価
そば・なたね	作付の取組 ※基幹作のみ	20,000円/10a
新市場 開拓用米	作付の取組 ※基幹作のみ	20,000円/10a
	3年以上の複数年契約	10,000円/10a
地力増進 作物	作付の取組 ※有機栽培や高収益作物等への転換に 向けた土づくりの推進	地域協議会ごとに設定

(3) 畑地化促進事業

水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、畑地利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援（伴走支援）を行うとともに、畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間での調整や種子の確保、畑地化に伴う費用負担（土地改良区の地区除外決済金等）を支援（37 ページ参照）。

(4) 畑作物産地形成促進事業、コメ新市場開拓等促進事業（旧水田リノベーション事業）

- 産地・実需協働プランに参画する生産者が、実需者ニーズに対応するための低コスト生産等の技術導入（畑作物の場合は導入・定着に向けた取組も含む）を行う場合に、取組面積に応じて支援します。

①畑作物産地形成促進事業

- ・対象作物：麦、大豆、高収益作物、子実用とうもろこし
- ・支援単価：4.0万円/10a(令和6年に畑地化する場合は4.5万円/10a)

②コメ新市場開拓等促進事業

- ・対象作物：新市場開拓用米、加工用米、米粉用米（パン・めん用専用品種）
- ・支援単価：4万円/10a、3万円/10a、9万円/10a

水田の畑地化の取組に対する交付金について

今後、水稲作付の見込みのない耕作農地があり、有効活用されたい方や園芸作物の生産を拡大したい方などは、作付転換の一助として、畑地化の交付金活用をご検討ください。



○畑地化促進事業の概要

水田を畑地化して、畑作物の本作化に取り組む農業者に対し、畑地化利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、生産が安定するまでの一定期間(5年間)を支援します。

①畑地化支援(交付対象水田から令和5年7月1日付けで除外する取組。地目の変更不用)

- | | |
|----------------------|----------------|
| ア 高収益作物(※1) | 17.5万円/10a(※2) |
| イ 畑作物(麦・大豆・飼料作物・そば等) | 14.0万円/10a(※3) |

※1 野菜、花き・花木、果樹 ※2 令和5年度までの時限単価 ※3 令和4年度補正予算単価

②定着促進支援(①の畑地化後に5年以上継続して下記作物の作付を行う取組)

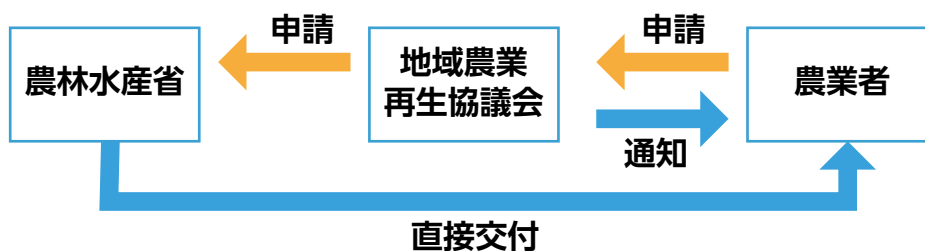
- | | |
|----------------------|---|
| ア 高収益作物 | 2.0(3.0※4)万円/10a×5年間
または10.0(15.0)万円/10a(一括) |
| イ 畑作物(麦・大豆・飼料作物・そば等) | 2.0万円/10a×5年間
または10.0万円/10a(一括) |

※4 加工・業務用野菜及び果樹の場合

③産地づくり体制構築等支援

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間の調整や土地改良区の地区除外決済金等を支援

○申請の流れ(①②の事業)



※団地化のわかる空中写真や農地地図等が必要です(申請については事前に地域協議会へお問い合わせください)



○主な要件・留意事項 ⚠

- ①の畑地化支援のみ取り組むことも可能ですが、取組を行った農地では、必ず以降5年以上、継続して野菜等の販売用作物を作付けする必要があります。
- 畑地化支援の対象農地は、前年度に主食用米又は戦略作物、産地交付金の交付対象作物が作付けられた農地であり、おおむね団地化された畑地を形成する必要があります。
- 団地化については、品目や地域の特性に鑑み、地域農業再生協議会がおおむね集約されていると考える農地となります。
- 「水田農業高収益化推進計画」の「産地推進計画」に位置づけられた農業者に限り、5年間は産地交付金における高収益作物に係る助成を受けることができます。

水田活用の直接支払交付金 交付対象水田の見直しについて

現在、国において、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田について現行ルールの再徹底と合わせ、交付対象水田の見直しが検討されています。

●交付対象水田の現行ルール

次の農地は、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から除外されています

- (1) 非農地に転換された土地又は転換されることが確実と見込まれる土地
- (2) 水田機能を喪失した農地
 - ・たん水設備(畦畔)を有しない農地
 - ・所要の用水を供給する設備を有しない農地
 - ・土地改良区内において水稻生産に要する用水を確保するための賦課金が支払われていない農地
- (3) 平成30年度以降、3年間連続して作物の作付けが行われておらず、その翌年度も作付けが行われないことが確実な農地

●国の見直し内容(方針)

転換作物の生産が固定化している水田の畑地化を促すとともに、水稻と転換作物とのブロックローテーション体系の再構築を促すため、現場の課題を検証しつつ、令和4年度以降、5年間に一度も水張り(水稻作付)^{※1}が行われない農地は、その翌年度(令和9年度)以降、交付対象水田から除く^{※2}

※1 水張りは水稻作付けにより確認することを基本としますが、以下のすべてに該当する場合は水張りを行ったとみなされます

- ①湛水管理を1か月以上行う
- ②連作障害による収量低下が発生していない

※2 以下に該当するものは、5年間に一度も水張りが行われない場合であっても、交付対象から除外されません(過去の作付実績や将来の作付計画等から、確実に今後水張りを行うことが確認できる場合に限る)

- ①災害復旧に関連する事業が実施されている場合
- ②基盤整備に関連する事業が実施されている場合



今後5年間に一度、水稻の作付けをするように言われても、できない農地があるのでは？

今回の見直しは、今後5年間に一度、水稻の作付けを促すものではなく、主食用米の需要の減少が続く中、「需要に応じた生産」を実践していくことを狙いとしています。このため、今後5年の間に各地域において産地形成をどのように図っていくのか、検討していただくことが重要です。

地域での話し合いを進めることが大事なんですね。



畑作物の作付けが固定化している水田については、畑地化の検討や水稻と転換作物とのブロックローテーションの再構築など、地域の課題を踏まえながら、産地形成について話し合いを進めましょう(畑地化支援の交付金等を活用)

6 令和5年度 産地交付金(府設定分)の基本方針

1. 基本的な考え方

需要に応じた生産の推進

～「京都ブランド」と「戦略作物」の生産拡大を支援～

2. 水田収益力強化ビジョンにおける各品目振興の考え方

<「京都ブランド」の生産拡大>

■紫ずきん・京夏ずきん

府内だけでなく、近畿や首都圏等から高い需要があり、地域ブランド維持のため、生産振興を図る。

■小豆・黒大豆

京の老舗和菓子業界等実需者からの要望に対応し、需要に応じた生産を推進する。

ただし、小豆については一時的な需要減少に伴い、他の作物への作付転換をはかる。

集落営農組織を中心として大規模栽培や省力化技術の普及を図り、乾燥調製や集出荷の効率化を進める中で作付を確保する。

■加工用米(京の輝き)

酒造業界からの要望量に対応するため、生産面積拡大を推進するとともに、土づくりや栽培技術の徹底により、単収・品質向上を図る。

■小麦

実需者からの要望に対応し、水稻-麦-小豆の2年3作体系を基本に面積拡大を推進するとともに、単収・品質向上を図る。

<戦略作物の生産拡大>

■加工用米(京の輝き以外の品種)

多収品種の栽培技術確立などを通じて、ニーズに対応するとともに、米を使用する京都の食品メーカーとの結び付き強化により、生産拡大に取り組む。

■WCS用稲

亀岡以北において専用機械を整備してきたところであり、畜産農家と結びついて生産性の向上や契約栽培に取り組む生産者を支援する。

■青刈りとうもろこし

府内産飼料への需要の高まりを受け、畜産農家と堆肥利用による耕畜連携を進めるとともに、生産性の向上に取り組む生産者を支援する。

3. 単価設定の考え方

■小豆の助成単価を一部削減し、耕畜連携助成、青刈りとうもろこしの生産性向上の取組を新設する。

■その他は令和4年度と同様の単価設定と技術要件により、生産維持や拡大と、単収及び品質向上を図る。

■国による1割留保分については、追加配分があれば、上限単価まで増額する。

7 令和5年度 産地交付金(府設定分)の概要

府設定のほか、地域農業再生協議会単位で、独自に地域振興作物等に支援を行う場合があります。

「京都ブランド」の生産拡大

対象品目	当初単価 (上限単価)	助成要件
■紫ずきん・ 京夏ずきん	3,600円/10a (4,000円/10a)	●京都こだわり栽培指針に基づき栽培し、 出荷されたもの
■小豆	7,200円/10a (8,000円/10a)	●1.5ha以上の栽培面積を有していること (特定農作業受託を含む)
■黒大豆	7,200円/10a (8,000円/10a)	●10a以上の栽培面積を有していること
■京都府育成品種 加工用米「京の輝き」	8,400円/10a (9,300円/10a)	●種子更新を行い、240kg(8袋)以上の加工用米 (京の輝き)の出荷契約を締結していること ●府酒造連(組合)への出荷
■小麦	1,800円/10a (2,000円/10a)	●品質向上のため、開花期に追肥を行うこと ※開花期の肥効をねらった元肥や追肥を含む

戦略作物の生産拡大

対象品目	当初単価 (上限単価)	助成要件
■加工用米 <small>※「京の輝き」以外の品種も 含む加工用米の総計</small>	10,800円/10a (12,000円/10a)	<次のいずれかを満たすもの> ●加工用米出荷契約数量を、前年産より 150kg(5袋)以上増加すること ※区分管理の場合は、取組計画面積を3a以上拡大すること ●堆肥または土壌改良資材散布による土づくり
■WCS用稲	① 5,000円/10a (5,600円/10a) ② 8,600円/10a (9,600円/10a)	① 生産性向上の取組<次のいずれかを満たすもの> ア：多収品種の導入 イ：堆肥散布による土づくり ウ：発酵促進剤の利用 ② 生産者と実需者等との間で複数年契約(3年間 以上)を締結した場合、その契約面積に 応じて助成(当該年度に限る)
新規 ■青刈りとうもろこし	5,000円/10a (5,600円/10a)	●生産性向上の取組 額縁明きょ設置や深耕等による排水対策
新規 ■WCS用稲・ 青刈りとうもろこし	3,000円/10a (3,300円/10a)	●耕畜連携の取組 粗飼料生産水田への堆肥散布等

国の地域の取組に応じた追加配分

対象品目	交付単価	助成要件
■新市場開拓用米	10,000円/10a	●複数年契約を締結した場合、契約面積に応じて 助成
■新市場開拓用米	20,000円/10a	●当年における作付面積に応じて助成
■そば・なたね	20,000円/10a	●当年における作付面積に応じて助成
■地力増進作物	配分を受けた地域協議会 ごとに設定	●当年における作付面積に応じて助成 地域再生協議会が定めた要件により交付

※ 単価及び助成要件は、国の承認を受けて正式決定となるため、現時点では未確定の内容となっています。

8 令和5年度 水田活用の直接支払交付金 組み合わせ（試算）図（国＋府）

※品目によって、各種交付金を積み上げて受領することができます。

下図の交付金のほか、各地域農業再生協議会において、地域振興品目等へ独自に助成内容を設定されている場合、さらに加算があります。

（単位：10a 当たり）

紫ずきん・ 京夏ずきん	府 3,600 円						
小 豆	府 7,200 円 (1.5ha以上)						
黒 大 豆	国 35,000 円 戦略作物	府 7,200 円 (10a以上)					計：42,200 円 / 10a
加 工 用 米	国 20,000 円 戦略作物	府 8,400 円 (京の輝き)	府 10,800 円 (作付拡大又は 土づくり)				計：39,200 円 / 10a
小 麦	国 35,000 円 戦略作物	府 1,800 円					計：36,800 円 / 10a
WCS用稲	国 80,000 円 戦略作物	府 5,000 円 (生産性向上)	府 8,600 円 (複数年)	府 3,000 円 (耕畜連携)			計：96,600 円 / 10a
青刈り とうもろこし	国 35,000 円 戦略作物	府 5,000 円 (生産性向上)	府 3,000 円 (耕畜連携)				計：43,000 円 / 10a

※今後府は、国の予算枠に応じて、交付単価が調整される場合があります。

9 経営所得安定対策関連交付金の交付スケジュール等

(1) 交付金に関するスケジュール (予定)

	令和5年												令和6年					
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
申請手続 交付金の 交付	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">対象作物の作付確認、数量払の数量確認</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">ゲタ対策の数量払の交付(麦・てん菜・でん粉原料用ばれいしょ・なたね)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">ゲタ対策の数量払の交付(大豆・そば)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">ゲタ対策の面積払の交付</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">水田活用の直接支払交付金の交付</div>																	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">交付申請書、営農計画書等の受付</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">ナラシ対策の積立申出</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">積立金の納付</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">交付申請</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">ナラシ対策の補てん金の交付</div>																	

(2) 交付申請書・営農計画書等の提出

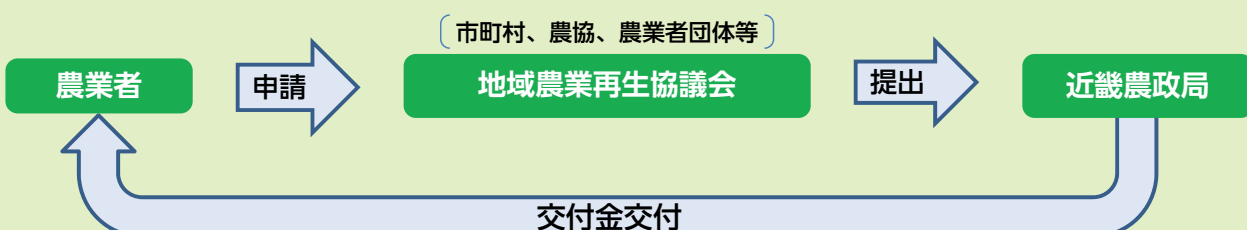
農業者の方は、交付申請書及び営農計画書を作成し、生産年の6月30日までに、地域農業再生協議会に提出してください。

米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)に加入される方は、同時期までに加入申請(積立申出)を行った上で、8月31日までに積立金を拠出することになります。

(3) 交付金の交付時期 (予定)

- | | |
|-----------------------|-----------------|
| ① 畑作物の直接支払交付金 (ゲタ対策) | |
| ア 面積払 (営農継続支払) | : 生産年 8月 ~ 10月頃 |
| イ 数量払 | : 生産年 7月 ~ 5月頃 |
| ② 収入減少影響緩和交付金 (ナラシ対策) | : 生産年翌年5月 ~ 6月頃 |
| ③ 水田活用の直接支払交付金 | : 生産年 8月 ~ 3月頃 |

(4) 経営所得安定対策の交付ルート



「施設園芸セーフティネット構築事業」加入募集のご案内

燃料価格の高騰に 備えませんか？

- ✓ 省エネとセーフティネットで燃油価格高騰に備えましょう
- ✓ 国と農業者で1：1で積み立てを行い、燃油価格高騰時に補てん金をお支払いします（自身の積立金の2倍を限度に補てん）
- ✓ 補てんに使用されなかった皆様の積立金は、事業終了後に還付されます（掛け捨てではありません）

加入要件

- 施設園芸農家**3戸以上**又は農業従事者**5名以上**で構成する農業者団体等
- 3年間**で燃油使用量を**15%以上削減**する計画（省エネルギー等推進計画）の作成
- 継続加入の方は、目標の立て方が異なります。

申請手続

申請には、以下の書類が必要です。
地域によって必要な書類が異なる場合がありますので、都道府県協議会にご確認ください。

<支援対象者としての申請に必要な書類>

- 事業実施計画書
- 省エネルギー等対策推進計画

<事業参加者としての申請に必要な書類>

- 省エネルギー等対策取組計画
- 過去7年分の燃油使用量を確認できる書類。

※7年分の書類がない場合でも加入可能な場合がありますので、ご相談ください。

対象期間

10月から翌6月までの間から選択してください。

対象油種

施設園芸（野菜、果樹、花きの栽培）の加温に供する**A重油、灯油、LPガス、LNG**が対象です。

補てん積立金

積立金の額は、以下の4つのコースからいずれかを選択して計算ください。
積立金は2回に分けて納入可能です。

$$\text{積立金} = \text{積立単価} \times \text{年間燃油購入予定数量} \times 1/2$$

積立コース	積立単価			
	A重油	灯油	LPガス	LNG
115%コース	12.2円/L	13.0円/L	16.0円/kg	8.6円/m ³
130%コース	24.5円/L	25.9円/L	32.0円/kg	17.1円/m ³
150%コース	40.8円/L	43.2円/L	53.3円/kg	28.5円/m ³
170%コース	57.1円/L	60.5円/L	74.6円/kg	39.9円/m ³

$$\text{補てん金} = \text{補てん単価} \times \text{当月燃油購入数量} \times 70\% \text{※}$$

（当月の**A重油**価格-81.6円/L）

（当月の**灯油**価格-86.5円/L）

（当月の**LPガス**価格-106.6円/Kg）

（当月の**LNG**価格-57.0円/m³）

※補てん単価は、積立コースにかかわらず、同額です。

※価格急騰時等には、100%に引き上げられます。

（注意）記載単価は令和4年事業年度のものであり、年度ごと変更されます

京都府農業再生協議会（京都府農産課） TEL：075-414-4967

京都府山城広域振興局農商工連携・推進課 TEL 0774-21-2392

京都府中丹広域振興局農商工連携・推進課 TEL 0773-62-2743

京都府南丹広域振興局農商工連携・推進課 TEL 0771-22-0371

京都府丹後広域振興局農商工連携・推進課 TEL 0772-62-4305

日本型直接支払制度

農業の多面的機能の維持・発揮のための
地域活動や営農活動に対して支援します
～ 日本型直接支払制度 ～

日本型直接支払制度の概要



日本型直接支払制度は、平成27年度から法律に基づき実施されています。

多面的機能支払

農地維持支払

交付単価例：3,000円/10a（田）

多面的機能を支える共同活動※1を支援します。

※1

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成 等



- ① 農業者のみの活動組織でもOK（非農業者の参加を要件としない）
- ② 農業生産を営むために不可欠な基礎的な保全活動を支援するなど、農業者が取り組みやすい制度です。



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



水路のひび割れ補修



植栽活動

資源向上支払

交付単価例：2,400円/10a（共同活動）田
4,400円/10a（長寿命化）田

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動※2を支援します。

※2

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・植栽による景観形成、ビオトープづくり
- ・施設の長寿命化のための活動 等

中山間地域等直接支払

交付単価例：21,000円/10a（田・急傾斜）

中山間地域等の農業生産条件の不利を補正することにより、農業生産活動を将来に向けて維持する活動を支援します。



中山間地域の田

環境保全型農業直接支払

交付単価例：6,000円/10a（緑肥の作付け）

自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援します。



緑肥の作付け

農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

中山間地域等において、複数の農村集落の機能を補完する農村RMOを形成し、地域で支え合う取組を支援します。

農村RMOモデル形成支援

地域協議会等が作成する将来ビジョンに基づく、農用地保全、地域資源活用、生活支援にかかる、調査、計画作成、実証事業等の取組やデジタル技術の導入・定着を推進する取組を支援

- ◆ 交付率：定額
- ◆ 補助上限額：1,000万円(年基準額)×事業年数
- ◆ 補助対象期間：最大3年間

農村型地域運営組織（農村RMO）の構成と役割

複数集落を範囲として農業者の組織と自治会等地域の多様な主体が連携して協議する体制を構築



都道府県レベルの支援チーム

農村RMOを目指す地域に対し、部局横断的な支援チームを形成し、伴走支援

※農林水産省資料より引用

お問い合わせ先：山城広域振興局農林商工部地域づくり振興課
南丹広域振興局農林商工部地域づくり振興課
中丹広域振興局農林商工部地域づくり振興課
丹後広域振興局農林商工部地域づくり振興課
農林水産部農村振興課

0774-21-2186
0771-22-0153
0773-62-2505
0772-62-4316
075-414-4900

農村RMO関連事業

農村RMOによる更なる取組(施設整備等)に対する支援

農山漁村発イノベーションの推進

複数集落が連携した農村RMOが、「将来ビジョン」に基づき地域課題に応じた取組や施設整備を支援

1 地域活力づくり事業 ※京都府単独事業

- ◆事業内容:経済活動や地域課題の解決の取組や施設整備
- ◆事業主体:農村RMO等
- ◆補助率:1/2以内 ※高齢化率が50%以上の集落を含む農村RMOは 2/3以内
- ◆補助限度額:225万円/地区 ※高齢化率が50%以上の集落を含む農村RMOは300万円/地区
- ◆補助対象期間:最大3年間

2 農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション対策) ※国庫補助事業

- ◆事業内容:農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備
- ◆事業主体:農村RMO
- ◆補助率:5.4/10以内等 ※整備内容により異なる

農村RMO形成の前段階(複数集落連携の土台づくり)の支援

農村地域の再構築 ※京都府単独事業

- 1 地域共同活動の省力化を図るため、「継続する活動」と「見直す活動」に仕分けする話し合いを、京都府がサポート
 - 2 農業用水路等の維持管理負担を軽減するため、地域の皆さんの合意のもと、維持管理の省力化や、営農効率が良い農地に対する集中投資のための経費を支援
- ◆支援の仕組み
- 1 集落ごとに、農地や集落内施設の将来的な維持について話し合い、省力化の工夫や維持が困難な箇所の仕分けを行い、可視化
 - 2 営農効率が良い農地に耕作を集約する取組に対して交付金を交付

(参考) 令和4年度版 農地耕作条件改善事業

※令和4年度の内容であり、令和5年度は支援の要件や内容が変更になる場合があります。

農振農用地区域内において、農地の集積を進めるため、暗渠排水や区画拡大等の生産基盤の条件整備を支援します。

<小さなものでも、いつでもすぐに支援します>

- 農地の面積にかかわらず実施できます
- 申請は年に1度ではなく、複数回受け付けます(いつでも申請可)

農地の改善や、営農の定着に向けた支援



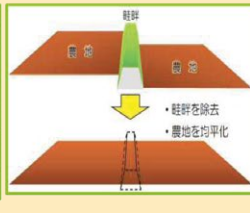
用水路の改修



暗きょ排水



水田の自動水管理



区画拡大



農作物被害防止柵
(右下の写真は防風ネット)



防草シートの設置
(写真はカバープランツ)



排水改良等の作業機(補助暗きょ)の導入
(写真左はカットドレーン、写真右はサブソイラ)※



除草機器の導入



果樹棚の設置

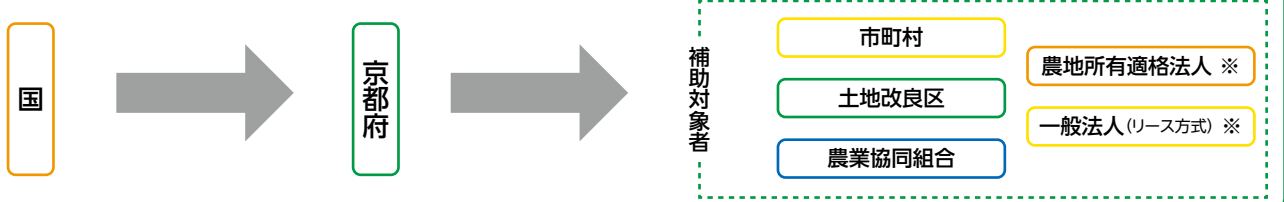
※「作業機の導入」の支援の要件は48ページをご覧ください。

<支援(補助)の要件>

- 対象農地は、農業振興地域内の農用地区域
- 受益者は、農地所有者(出し手)を含めて2者以上。
- 総事業費が200万円/件以上。
※基盤整備による工事等で200万円以上となること
- 補助率:対象経費の2分の1以内等

※定率支援の場合には、国の補助金に、京都府・市町村の任意の補助を加え、残りが補助対象者の負担となります

【支援の流れ】



※代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について定めがある団体であって、認定農業者等のうち、人・農地プランの中心経営体に位置付けられていること。

<申請に当たっての留意事項>

本事業の申請に当たっては、**京都府農地中間管理機構から農地を借り受ける※ことが必要**です。まずは、市町村・農業委員会等にご相談ください。また、京都府、近畿農政局にもお気軽に電話にてご相談ください。

※借り受けにより経営面積が拡大すること。担い手同士の農地交換も可能。

<支援の内容>

1 基盤整備(ハード)

以下のような基盤整備を支援します(複数選択可)。 ※合計で200万円以上となること

①農業用排水施設

用水路や井堰の改修又は新設 など

②暗きょ排水

暗きょの新設又は改修(フォアスの導入も可能) など

③土層改良

客土、除礫、土壌改良、排水改良等の作業機の導入※1など

④区画整理

区画の拡大、畦畔除去 など

※1 表面の要件に加えて、国庫補助事業により区画整理や暗きょ排水が整備された地区で、小麦等の畑作物と野菜等の高収益作物(注)の生育が良好になり、収量性が向上して収益の改善が期待される場合のみ支援します。

⑤農作業道等

農作業道・進入路等の新設又は改良(補修、拡幅) など

⑥営農環境整備支援

荒廃農地の再生(雑木の除去等)、農作物被害防止施設の整備 など

⑦スマート農業導入支援

GNSS基地局の設置、これと一体的に実施する自動操舵システムの導入

(トラクター本体は対象外)

⑧管理省力化支援

防草シート、監視カメラ、自動給水栓の導入、除草機器の導入 など

2 営農の定着に向けた支援(ソフト)

1で200万円以上となり、基盤整備と密接な関連があるものと一緒に実施する場合には、次のメニュー等も支援します。

①品質向上支援

果樹棚、レーザーレベラの導入 など

②条件改善推進費(定額(年額300万円まで))

ハードの実施に当たって必要となる計画の策定(調査、測量、設計)など

③高収益作物導入支援※2

導入1年目の種子・肥料等、実証ほ場の設置、農業機械のリース など

④高収益作物転換推進費(定額(300万円～500万円まで))※2

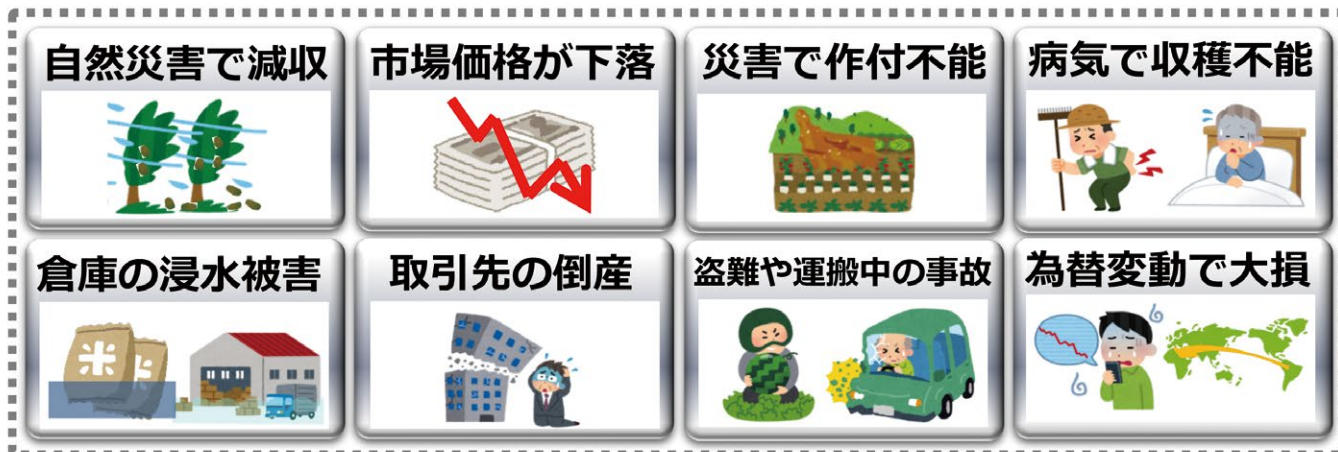
加工品の試作、試験販売等に要する経費 など

※2 表面の要件に加えて、作付面積のうち、1/4～1/2を稲作等から新たに高収益作物(注)に転換する場合のみ支援します。

(注)高収益作物とは、①主食用米(備蓄米を含む)、②そば、小麦等(畑作物の直接支払交付金及び水田活用の直接支払交付金(戦略作物助成)の対象作物)など、補助金の対象作物以外の作物等としています。

農業者のみなさん! リスクへの備えはできていますか?

収入保険があなたの農業経営をサポートします!



収入保険のポイント

- 自ら作付ける**全ての農産物**を対象に、自然災害、価格低下のほか、経営努力では避けられない収入減少を補償。
- 加入申請時に青色申告実績が1年分であれば、加入できます。
令和6年からは、加入に必要な青色申告実績の年数を短縮し、令和5年分の収入を青色申告で行うことを申請した方が加入できるようになる予定です。
- 農業者ごとに基準収入の**9割**を下回った場合に、下回った額の**9割**(支払率)を上限として補てんします。(最大補償の場合。9割以上の方が最大補償を選択)
- 保険料、付加保険料(事務費)の50%、積立金の75%を国庫補助。
- 保険期間中の大きな損害発生時には、無利子のつなぎ融資で対応。
- 安い保険料で加入できるタイプも準備。自分にあった補償を選択。
(例えば、基準収入が500万円の方が、基準収入の60%を補償の下限として選択した場合、保険料は約**2割安い**(4.2万円 → 3.3万円。補てんは最大135万円)
- 各種割引があります。

※インターネット申請や自動継続特約をする方は、付加保険料(事務費)が割引となります。

- ・インターネット申請と自動継続特約を両方利用する場合:新規加入者4,500円引き、継続加入者3,200円引き
(インターネット申請のみ利用する場合:新規加入者4,500円引き、継続加入者2,200円引き 自動継続特約のみ利用する場合:新規・継続加入者ともに1,000円引き)

詳しい内容については、お近くの京都府農業共済組合へお問い合わせください。

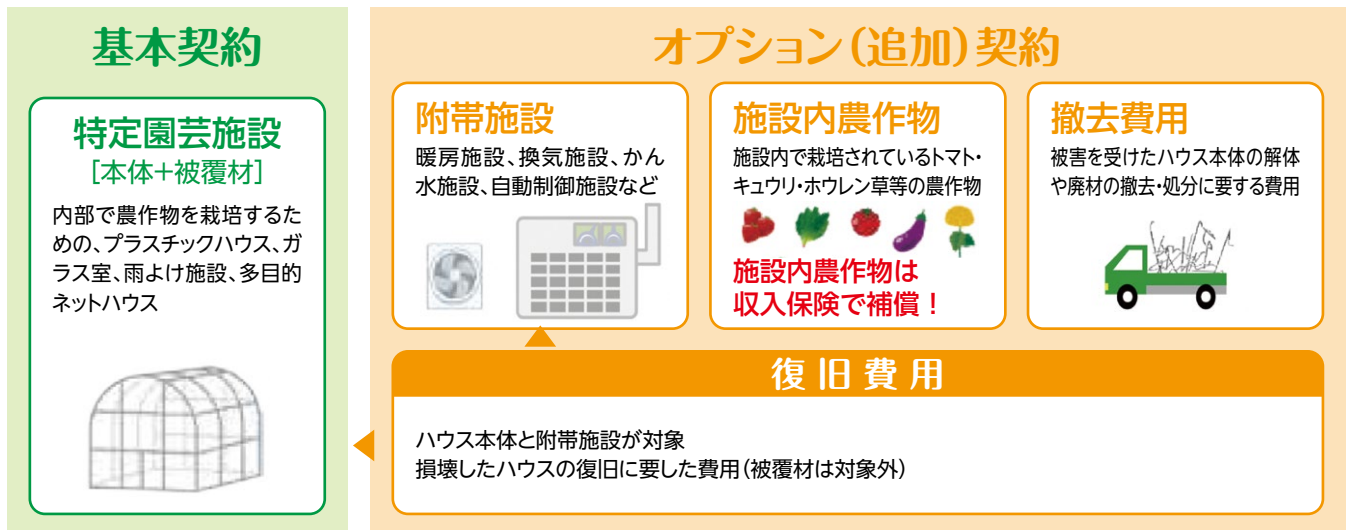
ハウス経営なら園芸施設共済で備えましょう

近年頻発する暴風や大雪などから、大切な作物を守るため、農業用ハウスの備えは大切です。ハウス経営なら園芸施設共済で備えましょう。

- ・ 特定園芸施設（農業用ハウス）が台風や大雪などで災害に遭った場合に補償します。
- ・ 特定園芸施設本体を対象とした補償に下記のものを選択により補償対象に加えることができます。
- ・ 掛金の半分を国が負担します。（下図の復旧費用を除くすべてのオプション契約には国の補助があります。）

※その他、補償を手厚くするプランもありますので、御相談ください。

- ・ 農業用ハウスの施設内で栽培する農作物は、収入保険に加入できます。



施設は園芸施設共済、施設内農作物は収入保険のセット加入をお勧めします

農業保険に関する相談窓口

NOSAI京都 ホームページ：<https://www.kyoto-nosai.jp>

山城支所

〒610-0362 京田辺市東古森21番地の8
TEL:0774-62-8611 FAX:0774-62-8629

中丹支所

〒623-0051 綾部市井倉新町中島23番地
TEL:0773-42-8800 FAX:0773-42-1051

京都支所

〒622-0041 南丹市園部町小山東町溝辺21番2
TEL:0771-63-2951 FAX:0771-63-2955

丹後支所

〒627-0011 京丹後市峰山町丹波小学反無515番地の3
TEL:0772-62-6521 FAX:0772-62-6795



NOSAI京都 (京都府農業共済組合 本所)

〒604-0842 京都市中京区押小路通烏丸東入西押小路町115番1
TEL:075-222-5700(代) FAX:075-222-5701

皆さんの農地を活かします！ ～農地中間管理事業～

農地中間管理事業とは……

農地中間管理事業は、農地中間管理機構（機構）が出し手農家から農地を借り受け、農業経営の効率化や規模拡大を進める担い手農家等へ貸し付ける制度です。

機構はこんな仕組みです

貸付け希望者
(出し手)



そろそろ農業を続けていくのが難しくなってきた。息子も都会で働いていて戻ってくれそうにないなあ。

このままだと、田んぼや畑が荒れてしまう。だれか代わって耕作してくれないかな。

営農規模を拡大したいな。

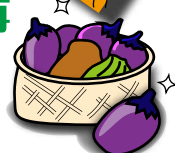
分散した農地をまとめて、効率よく営農したいな。

借受希望者
(受け手)



京都府農地中間管理機構

農地を借り受け、地域の担い手農家等に農地を貸し付けます。



機構は公的機関なので、安心して農地を貸し借りできます

連携協力



市町村

市町村が機構から委託を受けていますので、お近くの市町村（農政担当課か農業委員会）にお気軽にご相談ください。



農政担当課

地域ぐるみで活用しましょう

- 「地域計画」の話合いの中で機構を活用して、**地域内の農地利用の再編**を進めましょう！
- 地域で機構にまとまった農地を貸し付けると、**地域に協力金**が出ます。



「京都府みどりの食料システム基本計画」(抜粋)

1 本計画の策定背景

本計画は、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号)」に基づき京都府農林水産ビジョンが目指す施策の方向性を踏まえ、農林漁業・食品産業の持続可能な発展と食料の安定供給の確保に向けて、国産有機質肥料への転換など輸入原料に過度に依存しない循環型農業の推進を図る。

2 計画期間

5か年(令和5(2023)年度から令和9(2027)年度まで)

3 環境負荷低減に関する目標

環境負荷低減事業活動実施計画の認定者数、有機農業の取組面積等の指標を定める

[京都府の目標]

指標	基準(令和3年)	目標(令和9年)
環境負荷低減事業活動実施計画の認定者数(名)	(エコファーマー※1 729)	1,000
環境にやさしい農業※2の取組面積(ha)	2,160	3,000
うち 有機農業※3の取組面積(ha)	295	400

※1 「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づく生産計画を知事が認定する制度。令和4年7月法廃止に伴い認定中止

※2 化学肥料・化学農薬を慣行レベルから3割以上低減する取組の総称(有機農業、特別栽培米等)

※3 有機農業は、有機JAS認証以外の実践的取組を含む

4 環境負荷低減事業活動の内容

環境負荷低減事業活動として推奨する取組の類型、環境負荷の低減水準を定め、下記のいずれかに取り組む活動計画の認定を行う

(1) 土づくり、化学肥料や化学農薬の使用を低減する取組を一体的に行う事業活動(1号活動)

エコファーマーに代わる新たな認定制度として、化学肥料・化学農薬の3割低減を水準として設定

- ・有機質資材等による土づくり
- ・化学肥料使用低減(認定要件:慣行の3割以上低減)
- ・化学農薬使用低減(認定要件:慣行の3割以上低減)

(2) 温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動(2号活動)

- ・ヒートポンプや木質バイオマス暖房機の導入 など

(3) 農林水産大臣が定める環境負荷低減事業活動(3号活動)

- ・プラスチック被覆肥料の代替技術の導入 など



みどりの食料システム戦略(概要)

〈参考〉

～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～

現状と今後の課題

- 生産者の減少・高齢化、地域コミュニティの衰退
- 温暖化、大規模自然災害
- コロナを契機としたサプライチェーン混乱、内食拡大
- SDGsや環境への対応強化
- 国際ルールメイキングへの参画



「Farm to Fork戦略」(20.5)

2030年までに化学農薬の使用及びリスクを50%減、有機農業を25%に拡大



「農業イノベーションアジェンダ」(20.2)

2050年までに農業生産量40%増加と環境フットプリント半減

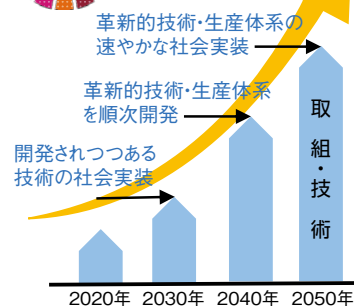
農林水産業や地域の将来も見据えた持続可能な食料システムの構築が急務

持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進

目指す姿と取組方向

2050年までに目指す姿

- 農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現
- 低リスク農業への転換、総合的な病害虫管理体系の確立・普及に加え、ネオニコチノイド系を含む従来の殺虫剤に代わる新規農薬等の開発により化学農薬の使用量(リスク換算)を50%低減
- 輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減
- 耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大
- 2030年までに食品製造業の労働生産性を最低3割向上
- 2030年までに食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現を目指す
- エリートツリー等を林業用苗木の9割以上に拡大
- ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖において人工種苗比率100%を実現



戦略的な取組方向

2040年までに革新的な技術・生産体系を順次開発(技術開発目標)
2050年までに革新的な技術・生産体系の開発を踏まえ、今後、「政策手法のグリーン化」を推進し、その社会実装を実現(社会実装目標)

※政策手法のグリーン化：2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中。

2040年までに技術開発の状況を踏まえつつ、補助事業についてカーボンニュートラルに対応することを目指す。

補助金拡充、環境負荷軽減メニューの充実とセットでクロスコンプライアンス要件を充実。

※革新的技術・生産体系の社会実装や、持続可能な取組を後押しする観点から、その時点において必要な規制を見直し。

地産地消型エネルギーシステムの構築に向けて必要な規制を見直し。

期待される効果

経済



持続的な産業基盤の構築

- ・ 輸入から国内生産への転換(肥料・飼料・原料調達)
- ・ 国産品の評価向上による輸出拡大
- ・ 新技術を活かした多様な働き方、生産者のすそ野の拡大

社会



国民の豊かな食生活 地域の雇用・所得増大

- ・ 生産者・消費者が連携した健康的な日本型食生活
- ・ 地域資源を活かした地域経済循環
- ・ 多様な人々が共生する地域社会

環境



将来にわたり安心して暮らせる地球環境の継承

- ・ 環境と調和した食料・農林水産業
- ・ 化石燃料からの切替によるカーボンニュートラルへの貢献
- ・ 化学農薬・化学肥料の抑制によるコスト低減

アジアモンスーン地域の持続的な食料システムのモデルとして打ち出し、国際ルールメイキングに参画(国連食料システムサミット(2021年9月)など)

(国) 肥料価格高騰対策事業

(令和4年度繰越事業)

<対策のポイント>

肥料価格の高騰による農業経営への影響を緩和するため、化学肥料の2割低減の取組を行う農業者に対して肥料コスト上昇分の7割を支援します。

<事業の内容>

1. 生産者の参加要件

- ・化学肥料の2割低減を実現するため、取組メニューの中から2つ以上を実施
- ・取組は令和4年度から2年間に実施
- ・これまでの取組も考慮し、同じ取組については、拡大・強化も対象

2. 支援額

本年の肥料費に対して前年からの価格上昇率や使用量低減率(化学肥料低減の取組)により、肥料費の増加額を算定し、その7割を支援します。

3. 対象となる肥料

令和4年秋肥・令和5年春肥として、令和4年6月～令和5年5月に購入した肥料

4. 事業の流れ



5. 取組メニューの例

- ・土壌診断による施肥設計
- ・生育診断による施肥設計
- ・堆肥の利用、下水汚泥の利用など国内資源の利用
- ・有機質肥料の利用
- ・緑肥作物の利用
- ・局所施肥(側条施肥、ドローンの活用等)の利用 など

6. 支援額算定式

$$\begin{aligned} \text{支援額} &= \text{肥料コスト増加分} \times 0.7 \\ &= \{ \text{当年の肥料費} - \underbrace{(\text{当年の肥料費} \div \text{価格上昇率})}_{(1.4)} \div \underbrace{\text{コスト低減率}}_{(0.9)} \} \times 0.7 \end{aligned}$$

※令和5年3月確定

